

消費者問題をよむ・しる・かんがえる

ウェブ版

国民生活

4

NO.140 (2024)

特集 新たな移動サービス

MaaS の現状と今後

特集 1	日本産 MaaS の特徴と現状	1
特集 2	高齢化と人口減少が進む日本における MaaS への期待と課題	5
消費者問題アラカルト	学校制服取引における競争政策の効果	9
フェアトレード - あなたの消費で世界を変える -	フェアトレードの輪を広げる (2)	12
「消費者事故調」レポート - 消費者安全調査委員会の活動から学ぶ安全のあり方 -	共創が重視される 「日常生活で用いる新しい製品」の事故	15
美容医療の基礎知識	レーザー・高周波・超音波によるシミ、たるみの治療	18
海外ニュース	<フランス> たばこ用香り付きビーズを誤飲する子どもが続出 <ドイツ> 日本の伝統に学ぶ、包装ごみ削減	22
消費者教育実践事例集	SDGs 達成のために「エシカル消費」を学ぶ - 高等学校での授業実践 -	23
気になるこの用語	市場リスクのある生命保険	25
相談情報ピックアップ	樹脂製の折りたたみ式踏み台での指挟みに注意	27
暮らしの法律 Q&A	ペットショップで購入した子犬に先天性疾患があったときは？	28
暮らしの判例	バイナリーオプションの攻略情報商材の勧誘に説明義務違反があったとされた事例	29
誌上法学講座 消費生活相談に関連する刑法	電子計算機使用詐欺罪	33

新たな移動サービス MaaSの現状と今後

特集1



日本産 MaaS の特徴と現状

牧村 和彦 Makimura Kazuhiko

一般財団法人計量計画研究所理事 東京大学博士(工学) 神戸大学客員教授
将来のモビリティビジョンを描くスペシャリストとして活動中。著書に、
『MaaSが都市を変える 移動×都市DXの最前線』(学芸出版社、2021年。
第12回不動産協会賞受賞)ほか多数



はじめに

モビリティ新時代の本命といわれ、世界中で話題となっている「MaaS(マース)：Mobility as a Service」。MaaSとは、従来の自家用車や自転車などの交通手段をモノで提供するのではなく、サービスとして提供する概念です。「あなたのポケットに^{すべて}全ての交通を」というキャッチフレーズは世界中で共感を呼び、スマートフォン1つでルート探索から予約、決済、発券までが行え、「移動の所有から利用へ」を1つのパッケージとして商品化した、究極の交通サービスが始まっています*1*2。

本稿では、MaaSとは何か、MaaSの本質を解説し、わが国で社会実装されてきている先進的な取組を通し、日本産 MaaS の特徴を紹介します。

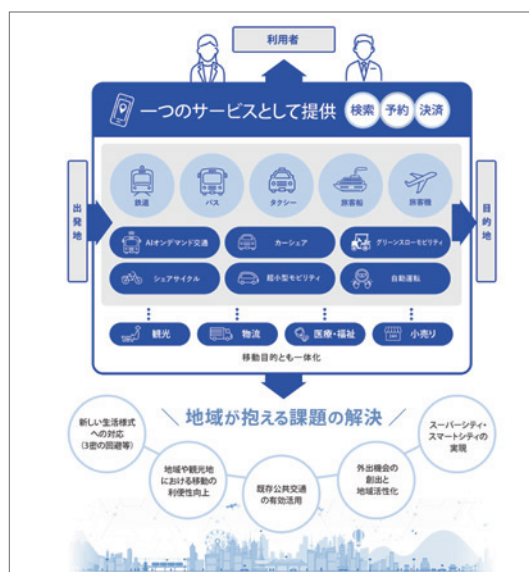
MaaSの本質

MaaSは、決して便利なアプリを開発することだけが目的ではありません。自動運転やカーシェアリング、配車サービスなど個別の新しい移動サービスの概念でもありません。MaaSとは自動車という伝統的な交通手段に加えて、新たな選択肢を提供し、自家用車という魅力的な

移動手段と同等か、それ以上に魅力的な移動サービスを創出し、安全で持続可能な社会を構築していこうという全く新しい価値観やライフスタイルを創出していく概念です。

気候危機への対応は待たなしであり、世界では毎年約130万人が自動車による交通事故で亡くなっています。今後も増え続ける「買い物難民」への対応、縮小する交通産業の再生、マイカー保有と非保有者との移動格差の是正など、さまざまな問題が顕在化しています。これら社会問題に対し、新しい移動サービスを育成し、

図1 MaaSとは



出典：国土交通省ウェブサイト「日本版MaaSの推進」

*1 牧村和彦『MaaSが都市を変える 移動×都市DXの最前線』(学芸出版社、2021年)

*2 中村文彦・外山友里絵・牧村和彦『図解ポケット新時代の移動革命！ MaaSがよくわかる本』(秀和システム、2022年)

既存の交通手段との連携、再生を促進していくMaaSが、1つの解決策として期待され、世界中で様々な挑戦が始まっています。

100年以上の歴史を誇る世界最大の交通事業者連合組織「UITP (Union Internationale des Transports Publics: 国際公共交通連合)」では、MaaSを次のように定義しています*3。

MaaSとは、さまざまな移動サービス(公共交通機関、ライドシェアリング、カーシェアリング、自転車シェアリング、電動キックボードシェアリング、タクシー、レンタカー、ライドヘイリングなど)を統合し、これらにアクセスできるようにするものであり、その前提として、マイクロモビリティ(小さい交通)に代表されるようなアクティブな交通手段と効率的な公共交通システムがなければなりません。このオーダーメイドなサービスは、利用者の移動ニーズに基づいて最適な解決策を提案します。MaaSはいつでも利用でき、計画、予約、決済、経路情報を統合した機能を提供し、自動車を保有していなくても容易に移動、生活できるようにするものです。

定義だけに縛られることなく、MaaSの本質を理解しておくことが大切です。

● 日本産 MaaS の先進的な取組

移動と他産業の掛け算は日本の伝統的なお家芸であり、古くは鉄道の沿線開発がその代表例です。鉄道沿線に、住宅、商業、観光やレジャー施設などを開発し、沿線の価値向上を進めてきました。今や交通事業者によっては交通部門の売り上げは全体の1割程度という企業も現れているほどです。様々な産業がデジタル化していくなかで、移動と他産業とのデジタルを通じた重ね掛けによる“お出かけ”を支援するサービスが日本各地で社会実装してきています。

例えばトヨタファイナンシャルサービス(株)は、「my route(マイルート)」というブランド名でMaaSのプラットフォームを2019年11月から展開している先進例です*4。自動車会社

と交通事業者がタッグを組み、1つのサービス(as a Service)を社会実装しています。マイルートは福岡を皮切りに、北九州、横浜、愛知、富山、長崎、由布院(大分)、宮崎、熊本、沖縄など、大都市から地方都市まで、わずか4年で全国各地に広がってきました。これらサービスは、移動サービスと商業、イベント、観光などと連携している点が特徴であり、“お出かけ”を促進する工夫が随所に見られます。

例えば、福岡や宮崎では買い物付きバス乗車券をデジタルチケットとして販売、富山では、地元の飲食店と連携したクーポンサービス、由布院では、バスや鉄道のチケットに付帯した地域のお得なクーポンサービスなど、地域ごとにアプリをダウンロードすることなく、地域オリジナルのサービスが提供されています。鉄道や路線バスだけではなく、カーシェアリングや高速バスなどと組み合わせた利用も可能であり、移動総量を増やしていく取組が地域に浸透している好例です。

また、広域の連携も始まっています。関西エリアには、交通事業者ごとにアプリが存在しており、来年(2025年)開催予定の大阪・関西万博での移動サービスの先駆けとして、民間交通事業者7社が連携し、ワンリージョン(1つの地域)のビジョンの下、「KANSAI MaaS」を2023年9月からスタートしています*5。この

図2 広域連携による日本産MaaS



出典：一般財団法人関西観光本部ウェブサイト

*3 前掲注*1 *4 トヨタファイナンシャルサービス株式会社「myroute公式ウェブサイト」<https://top.myroute.fun>

*5 記者発表「KANSAI MaaSアプリのリリースについて～国内初の鉄道事業者連携による広域型MaaSアプリが始動！～」(2023年9月5日)

点間のスムーズな移動と拠点内での周遊を促進する仕掛けと、ピーク需要を分散し、オフピークでの需要喚起にも資するといった、デジタルで新たな移動価値を創出していく次世代の交通サービスです。

MaaSというとスムーズな移動や移動のペインポイント^{*7}の解消が注目されがちであるものの、一方で寄り道を促し、まちづくりと一体となった取組も始まっています。

チケット販売大手のぴあ(株)は、Jリーグ観戦に新しい移動の価値を提供する取組を始めています。キャッチフレーズは「ユニフォームを着て旅に出かけよう」、サービス名称を「ユニタビ」とし、コンセプトも極めて明瞭です^{*8}。

好きなチームの「ユニフォーム」を着て、みんなで応援をするからチームとの一体感が生まれて観戦が楽しくなる。1日を「旅」と捉えて、試合の前後もユニフォームを着て、街を歩き、食事を楽しめば、楽しい時間をもっと伸びるはず。ユニタビは、観戦・旅のお供となり、サッカー観戦の1日を存分に楽しめる新しい体験を提供します。

サッカー観戦のお供に「ユニタビ」アプリを携えれば、これまでのスタジアムを往復するだけの移動体験から、スタジアム周辺地域の人やまちとの出会いを生み、交流人口や地域創生を促すといったデジタルで“寄り道”を促す注目の取組です。

スタジアム周辺の地域資源や観光資源を観戦者向けに提供するとともに、スタジアム周辺への寄り道を促すべく、シャトルバスの運行やOpenStreet(株)が展開するシェアサイクルサービス「HELLO CYCLING(ハローサイクリング)」との連携も進められており、地域を巡る足とスポーツイベントの新たな共創が生まれています。

また、オープンファクトリーとファクトリー間の移動を地域一体で支援する“寄り道MaaS”

がいくつかの地域で始まっており、新たな展開をみせています。オープンファクトリーとは、ものづくり企業が生産現場を外部に公開したり、来場者にもものづくりを体験したりしてもらう取組であり、近年は企業単独ではなく、地域内の企業等が面として集まり、地域を一体的に見せていく「地域一体型オープンファクトリー」に進化してきています。

例えば福井県の鯖江市・越前市・越前町全域で開催されるオープンファクトリー「RENEW(リニュー)」は、毎年大規模なイベントを開催しており2023年で9年目を迎えた先進例です。越前の漆器、和紙、打刃物、^{たんす}箆笥、焼き物といった伝統的工芸品や、眼鏡、繊維といった地場産業が半径10km圏内に集積しており、越前地域のファクトリーを巡る2022年10月の3日間のイベントには4万人近くの来場者があったそうです。

地方都市でのイベント開催の場合、マイカー以外の来場者の足の確保が課題です。2023年のイベントでは、RYDE(株)のMaaSアプリ「RYDE PASS」からお得なタクシー利用券が購入できたり、レンタサイクルを借りることができるなど、オープンファクトリーを巡る移動の足の確保やデジタル化も合わせて取り組んでおり注目されます。

福井以外にも昨年(2023年)香川県東部地域で開催された体験型イベント「CRASSO(クラッソ)」では、オープンファクトリーを巡るための足として、無料のデマンド型交通CRASSO号を提供する取組も始まっています。

● おわりに

本稿で紹介した取組以外にも全国各地で様々な「ご当地MaaS」が社会実装されています。“お出かけ”のお供として、新しい移動体験に触れてみてはいかがでしょうか。

*7 消費者が、お金をかけてでも解決したいと思っている悩みや課題のこと

*8 ぴあ株式会社「ユニタビ公式ウェブサイト」<https://site.uni-tabijp/>

特集2



高齢化と人口減少が進む日本における MaaS への期待と課題

坊 美生子 Bo Mioko 株式会社ニッセイ基礎研究所 生活研究部 准主任研究員
同研究所ジェロントロジー推進室兼任。元読売新聞記者。高齢者の視点から、移動サービスや交通政策の調査研究に取り組む



● はじめに

読者の皆さんは、MaaS (= Mobility as a Service、マース) という言葉を耳にしたことがあるでしょうか。スマホの専用アプリから、電車やバス、レンタサイクルなど、いろいろな乗り物の検索・予約・決済を一括して行えるようにして、マイカーよりも便利な移動サービスを作っていこうというコンセプトのことです。分かりづらいと思いますが、マースという名前の乗り物があるわけではありません。既存のいろいろな乗り物を、より便利に利用できるようにする仕組みのことを、マースと呼んでいるのです。

そうは言われても、ピンと来ない人も多いでしょう。日本では、都市圏以外ではそもそも、マイカー以外の交通手段が少なく、「いろいろな乗り物」というものがないからです。極端に言えば、マースのアプリをダウンロードして、昼間に目的地を検索してみたところ、夕方のバスしかヒットしなかった、という事態もあり得るのです。公共交通が不足している地域では、マースアプリがあっても、乗る物がなければ、意味がありません。

ところが、日本は世界で最も高齢化が進んでおり、地方には、加齢でマイカーを運転できなくなって、移動困難に陥る高齢者が増えています。マイカー運転をやめた途端に、外出の機会が減って身体機能が低下してしまった、という高齢者は、皆さんのまわりにもいるのではないのでしょうか。利用しやすい移動手段がないために、

高齢者の外出が減ると、要介護リスクが上昇します。地域にも人気^{ひとけ}が少なくなり、街の活気がなくなります。運転免許を持たない子どもたちや学生、観光客の移動にも公共交通は必要です。

したがって、高齢化が進む日本では、住民の生活を守り、観光客の移動を支え、地域のにぎわいを維持するために、まずは地域の公共交通を充実させたり、利用しやすくしたりする工夫が必要だと言えます。その土台を整えたうえで、マイカーを使い慣れた住民たちにも、実際に公共交通を使ってもらうためのツールとして、マースを利用すべき、というのが筆者の考えの1点目です。2点目は、そもそも外出目的がなければ、人は乗り物に乗らないので、せっかくマースの仕組みを作るなら、それを利用して外出機会を作り出してほしい、ということです。

このような視点から、本稿では、国内で実施されているマースの事例を2つ取り上げ、関係者へのヒアリングなどから見えてきた、マースの課題と期待について、述べたいと思います。

● 地方公共交通の現状

改めて、国内の地域公共交通の現状を振り返りますと、大都市圏を除いて、地方では完全なクルマ社会が出来上がっており、公共交通の利用率は極めて低いです。国土交通省の調査(2021年度)によると、地方都市圏では、平日の移動手段は「鉄道」が3.7%、「バス」は2.6%に過ぎません。加えて、地方では、自然減と社会減による人口減少が急スピードで進み、公共交通の乗

客が減少しました。その結果、地方の公共交通は縮退してきました。コロナ禍はこれに拍車をかけました。

鉄道については、全国に赤字ローカル線があることから、2023年10月に、国主導で交通手段再構築について方策を決められる改正地域公共交通活性化再生法が施行され、話題となりました。バスについては、ドライバー不足も重なって、全国で路線の廃止や減便が行われています。タクシーも、地方では既に営業所が撤退したところが多くありますし、コロナ禍で、感染をおそれた高齢ドライバーたちも大量に退職しました。

このように、地方を中心に公共交通の供給不足が強まり、マイカーを運転できない高齢者や学生たちが、移動困難になっているのです。そのようななか、岸田文雄首相は2023年12月、一般ドライバーによる有償送迎「ライドシェア」を2024年4月から限定的に解禁する方針を打ち出しましたが、執筆時点ではどの地域でどのように運用されるのかは、まだ見えていません。

● 日本におけるMaaS

このように、公共交通については暗い話題が多い中で、新しい技術とコンセプトで、人々の“移動”をもっと便利に変えていこうというのが、2019年頃から国内でもブームになったMaaSです。国土交通省も、公共交通活性化につながると期待し、2019年度から全国の取組を支援してきました。

これまでに国内で実施されているMaaSの取組を見ると、全体的な傾向としては、地域の行政や交通事業者が一丸となって、アプリで一括検索・予約・決済できるサービスを作った、というような大規模な取組はまだ少なく、いくつかの交通事業者が小売りや観光施設と連携するなど、ミクロの取組が多い印象です。もちろん、それが悪いということではありません。交通と小売り等との連携により、公共交通を利用して楽しい外出が増えるならば、交通事業者、小売り等、

住民の三方にとってメリットになるでしょう。

事例①：群馬県のGunMaaS（グンマース）

ここからは、国内の好事例についてご紹介します。1つは、地域の行政と交通事業者が一体となって取り組んでいる、群馬県の「GunMaaS(グンマース)」です。もともと、2019年度から前橋市が「MaeMaaS(マエマース)」として行っていた取組を、2023年3月に県が引き継ぎました。県が主導する「行政型マース」と言えるでしょう。

グンマースでは、専用アプリ(図)から、鉄道やバスなどのチケットを一括して検索・予約・決済を行えるほか、普通タクシーや、交通不便地域で運行しているデマンド交通、カーシェア、シェアサイクルなどの予約ができます。また、人気の伊香保温泉や四方温泉などへのフリーパスの商品も新たに開発・販売し、“お出かけ”を促しています。

現在、前橋地域のみですが、将来的には全県展開を目指しています。2024年2月13日時点で、アプリの登録者は1万人を超えています。

グンマースの最大の特徴は、マイナンバーカードと連携していることです。アプリとマイナンバーカードを紐付ければ、特定の住民を対象とした割引を受けることができます。例えば

図 GunMaaSの画面

※群馬県提供



前橋市では、2024年1～3月、15～22歳の若者を対象に、土日祝日に路線バスなどの乗車料金が無料となる取組を実施しています。ねらいとしては、ほとんどバスに乗ったことがないような若者に、まずは乗ってもらい、公共交通のユーザーになってもらうことです。このように、行政から見れば、交通施策をマースアプリと連動させることができる点は、強みと言えるでしょう。

とは言え、スマホに不慣れな高齢者から見ると、行政サービスがアプリで行われることには不安があるかもしれません。グンマースの登録者のうち、60歳代以上の割合は13%です。グンマースを提供する群馬県新モビリティサービス推進協議会では、高齢者の登録を促進するため、毎月2回、前橋市役所で相談会を開いたり、各所でスマホ教室を開いたりしています。

グンマース自体が住民にとってどんなメリットがあるかという点、マイナンバーカードによる割引特典などに限定されますが、より広くとらえると、県や市などが別途進める、公共交通再構築によるメリットを享受しやすくする、ということができるといえるでしょう。例えば前橋市ではこれまでも、路線バスの事業者6社が独占禁止法特例法の認可を受けて、各社のバスの運行時刻を統合して等間隔ダイヤに見直すなど、^{さまざま}様々な取組をしています。渋川市では、子どもの塾や習い事の送迎などに利用できる乗合タクシーサービスの実証事業が、2024年3月に行われました。このような移動サービスを、グンマースで検索・予約・決済できるようになれば、より便利になります。

県としても、地域公共交通の再構築を重視しており、マースはそれを利用しやすくするための手段、というスタンスです。結果的に、過度な自動車依存社会から脱却し、住民が交通手段を選べるようにすることが本来の目的です。県内は、中高生の自転車での交通事故も多く、中高生が公共交通をもっと利用しやすくなれば、自

転車事故を減らすこともできると考えています。

事例②：北海道帯広市のオールドニュータウンの「生活MaaS」

次に紹介するのは、マースがもっと直接的に、住民の生活ニーズに応える「生活MaaS」の取組です。十勝バス(株)(本社・北海道帯広市)が、帯広市の「大空団地」というオールドニュータウンで行っています。

大空団地は、帯広市が約60年前に、田畑の中に開発した1km²の団地です。全盛期には人口は約9,000人いましたが、近年は半数まで減少し、高齢化率も4割に達していました。以前は複数あったスーパーマーケットもすべて撤退し、十勝バスはバス路線を運行していましたが、乗客は減少していました。コロナ禍でさらに乗客減に拍車がかかっていました。

しかし、この路線は同社が運行する中でも要となる路線であり、経営を左右するため、野村文吾社長が「大空団地ににぎわいを取り戻し、乗客回復を目指す」として、大空団地に集中投資することを決めました。コロナ禍真っ只中の2020年5月のことでした。

まず手始めに、団地の中に、人が集まる“拠点”を作るため、焼き肉店をオープンしました。同社にとって、初の飲食事業です。にぎわい作りのため、店舗の一角では地元農家の野菜を販売したり、荷物の預かりサービスや宅配事業を実施したりしました。また店内には血圧計や酸素濃度測定器を置いて、健康状態のセルフチェックもできるようにしました。その他、生鮮食品などをバスに積んで販売する「マルシェバス」も不定期で開催しました。

もちろん、交通サービスを拡充する取組も行いました。団地には、バス停留所まで歩くことが困難な高齢者が増えているため、自宅や目的地付近まで送迎する乗合タクシー「おおぞライナー」を2020年10月に導入しました。これによって、高齢者が大空団地内を移動することができ、路線バスに乗り継いで、団地の外の病院

などにも行きやすくなりました。

さらに、2023年11月には、団地内のバス停近くの空き店舗に、物販やカフェ機能を備えた施設「大空ローカルハブ」をオープンしました。路線バスや乗合タクシーの待合場所としても利用して、待ち時間に買い物や休憩ができるようにしたのです。また、この施設で、乗合タクシーのアプリの使い方を教える教室も開催しました。

このように、十勝バスが行ったマースは、交通の枠にとらわれない、“まちづくり”だと言えます。交通まちづくりと言えば、従来、大手私鉄が関東圏や阪神圏で路線を延伸してはニュータウンを作ってきた沿線開発が有名ですが、それらとの違いは、大空地区は、既に人口減少や高齢化が進行していたということです。それでも野村社長は、団地のにぎわいを取り戻すために、住民たちに必要とされるサービスを投入しました。街がにぎわえば、結果的に、十勝バスの乗客増加にもつながると考えたからです。

ただし、公算はありました。実は、帯広市全体で人口減少が進むなかで、大空団地には当時、ファミリー層が緩やかに増加していたのです。エリア内の大空小学校と大空中学校が統合されて、2022年4月に小中一貫校の開校を控えていたからです。

野村社長が踏んだとおり、大空団地に移り住む人も増え、同社は2021年夏、大空団地から市の幹線道路に直結するバス路線を新設しました。

また現在は、帯広市が、旧大空小跡地の再開発事業を進めており、2024年1月には、跡地を売却する公募型プロポーザルで、十勝バスなどのグループが優先交渉権者に選ばれました。今後、大空地区のいっそうの活性化が期待できそうです。十勝バスの生活MaaSの取組は、全国のオールドニュータウンにとっても、参考になりそうです。

● 日本におけるMaaSの課題と期待

国内のマースの取組は、いずれも年月が浅く、

構築途上と言えます。特に、住民が交通手段をシフトするというのは、相当の時間を要するので、マースの仕組みを作って新たな移動サービスを始めても、利用者はすぐには増えません。現段階で、各取組を評価することは難しいでしょう。

ただ、開始から間もなくとも、マースに取り組む関係者は「住民のニーズに合っているか」「住民にどのようなメリットがあるか」と問い直すことが必要ではないでしょうか。マースの中身が住民ニーズと合っていなかったり、マースを作っても、住民を外出させる工夫がなかったりすると、「利用低迷のためサービス廃止」という結果になりかねません。

繰り返しになりますが、まずは住民の生活に目線を置き、そのために地域公共交通を「充実させる」「持続可能にする」取組を行い、そのうえで、住民と公共交通の接点を増やすために、マースを活用するという考え方が重要です。そして、マースによって住民に外出を促す仕掛けをしていくことが効果的でしょう。

群馬県は、公共交通の再構築とマース推進を同時並行し、温泉地への「フリーパス」等によって“お出かけ”の機会を作り出しています。十勝バスは、住民のニーズを出発点として、バス会社でありながら、生活支援サービスを次々に投入しました。飲食や物販などで、外出目的そのものを作り出しているのが大きな特徴です。

近年、地域公共交通の再構築を促進する法改正が次々に行われ、見直しに取り組んでいる地域は増えています。でも、公共交通は乗り物ですから、利用してもらうためには、公共交通のあり方を見直すだけでは十分ではなく、別途、外出目的が必要です。そこに、マースという新しい装置が加わることによって、“お出かけ”の機会、つまり「移動需要を創出」することができれば、公共交通を利用した住民の外出が増え、マースの意義は最大化されるでしょう。



学校制服取引における競争政策の効果

石黒 透 Ishiguro Toru 公正取引委員会事務総局官房総務課長補佐

学校制服取引の形態と特徴

我々にとって身近な学校制服ですが、その価格は長期にわたり上昇傾向にあります。小売物価統計のデータによれば、2007年度に約28,000円であった公立中学校の男子詰め襟の平均価格は2016年度には約33,000円にまで上昇しています。直近に行われた公正取引委員会によるアンケート結果でも、2015年度に33,826円だった高校の男子ブレザーの平均価格は、2022年度に36,939円にまで上昇していました。

学校制服の取引は特徴的な形態で行われます。一般に、制服メーカーは直接又は卸売業者を経由して制服を販売店に卸し売りしています。生徒・保護者は販売店から制服を購入しています。ここで重要なのは学校が果たす役割です。図1の下半分で示すように、学校は、生徒や保護者の要望を考慮して、制服メーカー及び販売店に対して一定の関与を行っています。

制服の仕様は、学校や制服検討委員会と呼ばれる組織(学校長、教職員、生徒の代表、PTAの代表等から構成される)において変更が決定され、複数の制服メーカー等が参加するコンペを開催するなどして新制服を決定する例が多いとされています。新制服が採用された場合、制服メーカーから学校に仕様書が提供されるとともに、新制服のデザインに係る意匠権も制服メーカーから学校に譲渡されるのが一般ですが、学校が特定の制服メーカーを指定し、自校の制服の製造を依頼し

ている場合もあります。また学校は、入学説明会などにおいて、自校の制服を取り扱っている1又は複数の販売店を案内するケースが多いとされています。典型的には、学校が制服の購入先として販売店を指定し、当該販売店で購入するよう案内しています(いわゆる「指定販売店」)。こうした中、制服メーカーを指定している理由が不明のまま指定し続けている、指定販売店等の変動があまり見られないなどの実態が指摘されています(公正取引委員会「公立中学校における制服の取引実態に関する報告書」2017年11月)。

学校制服と競争政策

公正取引委員会は、競争当局として独占禁止法の執行を行うとともに、市場における競争を促すために関係者への提言等を行っています。前者はエンフォースメント、後者はアドボカシーと呼ばれますが、近年、学校制服の取引について次の2つの取組が行われました。

(1) アドボカシー

2017年に公表された「公立中学校における

図1 制服の流通

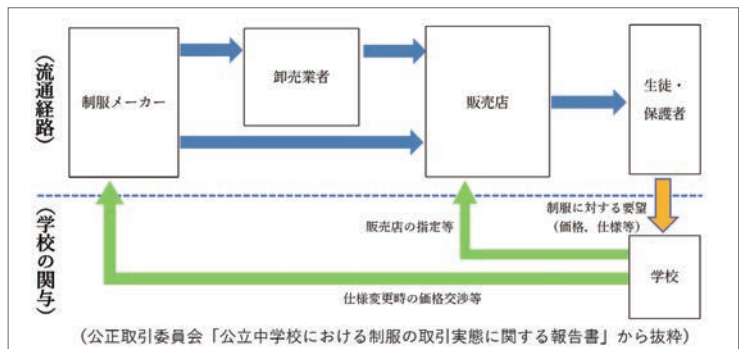


表1 学校に対して期待する取組 (報告書から一部抜粋)

- 制服メーカー及び指定販売店等の選定について
 - ・学校においては、コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと
 - ・制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においてその指定の必要性を確認すること
 - ・学校が、指定販売店等を案内している状況では、指定販売店等を増やすこと
- 制服の販売価格への関与について
 - ・学校が制服メーカーに対してコンペや見積り合わせを行う際に学校が制服の販売価格に関与する場合には、
 - ・コンペや見積り合わせにおいて制服メーカーに求める提示価格を販売店への卸売価格とすること
 - ・学校が販売店に対して販売価格を抑制するよう依頼する場合には、販売店が共同して販売価格の決定を行うといった独占禁止法違反行為を誘発しない方法で行われること

表2 排除措置命令のポイント

- 制服販売業者は、
- 共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。
 - 自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

制服の取引実態に関する報告書」では、公正取引委員会は、学校に対して、制服の取引に関する際に**表1**の取組が行われることが期待される旨の提言を行いました。

これらの提言の意図は、学校がこれを実施することにより制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能することにあります。実際、これらの提言は、公正取引委員会及び文部科学省から、全国の市区町村・都道府県教育委員会等を通じて公立中学校・高校に対して周知されました。

(2) エンフォースメント(価格カルテル事件)

公正取引委員会は、2020年7月1日、愛知県豊田市において県立高校6校(豊田6校)の制服を生徒等に販売する販売業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行いました。これはいわゆる価格カルテルの事件です。命じられた排除措置の概要は**表2**のとおりです。

また、豊田6校によっては、指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼していたこと、指定販売店各社を一堂に集めた打合せ会を開催していたこと等が認められました。公正取引委員会は、愛知県立高等学校が制服について上記の

依頼等をする場合、その依頼等が指定販売店による情報交換の契機とならないよう留意すべきである旨を、豊田6校を所管する愛知県教育委員会に対して通知しました。

競争政策に効果はあったか

公正取引委員会は、前述のアドボカシー及びエンフォースメントが、その後に学校制服価格にどのように影響したか効果検証を行いました(公正取引委員会「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」2023年10月)。事後検証に当たっては新たに学校に対してアンケート調査を行い、アンケートで得た価格データ等を用いて経済分析を行っています。

(1) アドボカシーの効果検証

経済分析の結果、**表1**にあるような公正取引委員会の提言のうち何らか1つ以上を実施した学校の制服価格は、提言を実施していない学校と比べて、提言を実施した1年後にはブレザー平均価格が約3.5%低下していました。提言実施から2年後～3年後には価格の変化率はさらに大きく、それぞれ約4.7%の低下、約6.9%の低下となっていたことが分かりました。

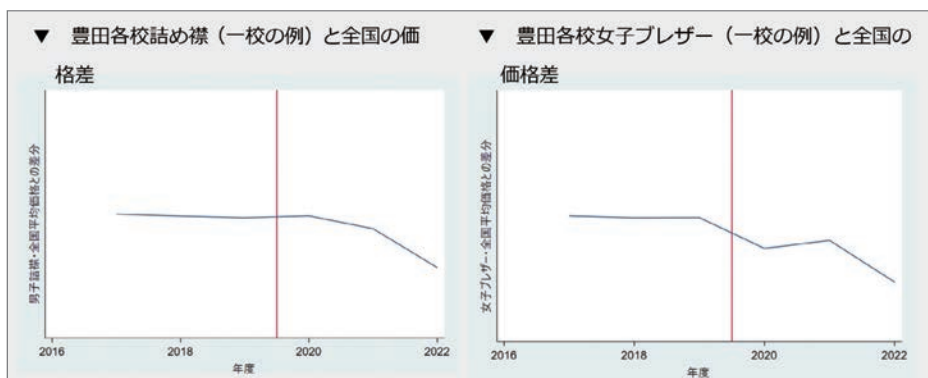
また、公正取引委員会が2017年に報告書を公表して以降、背広服や婦人用スーツといった類似の服製品の価格変化状況に比べると、全国のブレザー平均価格は約6%の低下傾向が確認されました。

上記の価格の変化率の推定に当たっては、「差の差分分析」と呼ばれる手法により因果関係の検証が精緻^{せいち}に行われています。こうした価格下落率は、金額に換算して、ブレザー(上下)一着の購入当たり、おおむね2,000円程度の価格下落額に相当すると考えられます。

(2) エンフォースメントの効果検証

次に、2020年の命令における違反行為(カルテル)の対象となった豊田各校の学校制服価格の状況を分析しました。結果、販売店による

図2 豊田各校の価格下落状況の分析



違反行為の合意が消滅した後は、豊田各校の制服価格が下落傾向にあるということが認められています。

この分析では、豊田各校の学校制服価格と、全国の学校制服の平均価格の比較を行っています。具体的には、「豊田6校各校の各年度における制服価格」と「当該年度における同様の品目の全国の学校制服の平均価格」の差分（前者から後者を引いた金額）を計測し、その変動状況を観察・分析しています。当該差分の状況は図2で示すように減少している傾向にありました（すなわち全国平均との相対で見た場合、豊田各校の制服価格は違反行為の合意消滅後に低下傾向にあるといえます）。

結び

学校制服価格全般は長期にわたり上昇傾向にあります。近年は物価上昇の影響により家計の負担が大きくなる傾向にあることに鑑みれば、学校制服購入に係る保護者負担が軽減される意義は大きいと考えられます。

本事後検証結果を踏まえると、学校関係者においては、制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、表1の提言事項の実施を引き続き進めていくこと、また、販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないようにす

ることが有効・重要です。提言に係る取組を実施した学校の割合に鑑みれば（直近時点では中学校で約36%、高校で約69%）、学校における取組の実施はさらに広がり得るものと思われま

本事後検証で行った

分析・評価は、学校制服のうち特にブレザーや詰め襟の品目に焦点を当てたものですが、それ以外の学校制服品目についても同様の指摘ができ、また、学校制服以外の学用品について販売店やメーカー等を指定する慣行が存在する場合、提言事項を実施することで価格低下がもたらされると考えられます。

公正取引委員会は、関係行政機関とも連携しつつ、学校関係者に対して本事後検証の結果やこれまでの提言等の周知を図ることによって、学校制服価格の低減を通じた保護者負担の軽減に向けた取組を進めています。本事後検証結果の公表に際しては、公正取引委員会が文部科学省に対して本事後検証報告書の周知依頼を行っており、公表と同日付けで、文部科学省から全国の教育委員会等宛てに本事後検証報告書を周知する事務連絡が発出されました。

読者の皆さんが学校制服の取引についてさらにご関心をお持ちになられましたら、次の公正取引委員会の各報告書もぜひご参照ください。

(参考1) 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について
(2023年10月23日)
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231023seiheku.html>
(参考2) 公立中学校における制服の取引実態に関する調査について
(2017年11月29日)
<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/nov/171129.html>

（本稿中、意見にわたる部分は、筆者個人の見解であって、所属組織の見解を示すものではありません）



フェアトレードの輪を 広げる(2)

渡辺 龍也 Watanabe Tatsuya 東京経済大学 名誉教授

日本放送協会(NHK)、国際機関、国際協力NGO等を経て、2000年より東京経済大学教員。主な著書に「フェアトレード学」(新評論、2010年)、「フェアトレードタウン」(新評論、2018年)がある

最終回となる今回は、政府、企業、市民(消費者)の3者がどのようにしてフェアな貿易、さらには経済を実現していくことができるかについてお話ししたいと思います。

政府による支持・支援

政府としてすぐできることはフェアトレードを支持し、支援することです。欧州諸国の政府は早くからフェアトレードへの支持を表明し、フェアトレードを推進、実践する活動に資金を出す等の支援を積極的に行っています。

日本はというと、残念ながら中央政府による支持、支援は実現していません。個々のフェアトレード活動に“ケースバイケース”で補助金を出す程度で、国際協力の一形態として正面から認知し、支援しているわけではないのです。

現在日本で“公的”に支持、支援しているのはフェアトレードタウンに認定された地方自治体(熊本、名古屋、札幌など6市)にほぼ限られています。今後は中央政府が正面切ってフェアトレードへの支持を表明し、支援に踏み出すことを期待したいと思います。

フェアトレード調達

政府セクター(中央政府、地方政府、政府関係機関)は、実は“一大消費者”でもあります。日本の政府による消費額はGDP(国内総生産)の約21%にも上ります。その政府が物品を購入する際にフェアトレード製品を率先して購入すれば(フェアトレード調達と言います)間違いなくフェアトレードの市場は大きく拡大し、認

知率もぐっと高まることでしょう。

欧州諸国ではフェアトレード調達が一般化していますが、日本ではいくつかのフェアトレードタウンで、学校給食にフェアトレードのごまが使われたり、作業服にフェアトレード・コットンが使われたりしているだけです。

日本政府は環境により製品を優先的に購入する「グリーン調達」を2001年から始めています。それにとどまらず「フェアトレード調達」にも乗り出すよう願ってやみません。

消費者教育の推進

フェアトレードを広げるには、消費者教育がとても重要です。幸いなことに日本でも2012年に「消費者教育推進法」が施行されました。それは「消費者市民社会」、つまり“自らの消費行動が現在および将来の世代にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼしうることを消費者が自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会”の実現を目指す法律で、そこで言う「消費者市民社会」は、まさにフェアトレードが目指してきた社会そのものです。

日本の消費者に“権利”だけでなく、社会経済や環境に影響を及ぼす“責任”を自覚してもらうこの消費者教育は、幼児から高齢者まで対象にしている、現場ではフェアトレードが格好の教材として使われています。前回お話しした「一石三鳥」の効果を考えると、幼児期からフェアトレードへの理解を深める消費者教育に国や自治体が力を入れていって欲しいと思います。

エシカル消費の普及

近年フェアトレードの追い風になっているのが社会(生産者、労働者、地域社会など)や環境に配慮した「エシカル(倫理的)消費」です。欧米では新自由主義政策の波に乗って企業がグローバルに活動し始めた1980年代末から活発化しました。利益の追求に走るあまり環境や社会への悪影響を顧みない企業に対して、市民がエシカル消費を掲げて立ち上がったわけです。

日本でエシカル消費への関心が高まったのは2010年代に入ってからでした。政府(消費者庁)も2015年に『『倫理的消費』調査研究会』(筆者も参加)を立ち上げたのを皮切りにエシカル消費の旗を振っています。先の消費者教育とリンクさせながら政府・自治体がエシカル消費を普及していくことが期待されます。

企業(ビジネス)と人権

企業に対しては今「人権尊重」を求める動きが大きな“うねり”となって押し寄せています。

そのきっかけとなったのが2011年に国連人権理事会で全会一致の支持を得た「ビジネスと人権に関する指導原則」です。この原則は企業に人権を尊重する責任があることを明確にするとともに、責任を果たす具体策を提示しました。

それが、人権リスクの特定・防止・軽減や被害の救済、是正策の実施、情報の公開といった一連の対策を求める「人権デュー・デリジェンス(相当な注意義務、略して人権DD)」です。

指導原則で特筆すべきは、企業が直接関わっていかなくてもサプライチェーン上で起きた人権侵害について責任を問う点です。現代のサプライチェーンは下請け、孫請け、さらにその先へと何層にも、そして遠く途上国にも伸びています。以前であれば、下請けよりも先で起きた人権侵害については“関知していない”で済まされ、フェアトレード団体やNGOが対応に当たってきました。そこに“無関係”という言い逃れ

を認めない指導原則が成立したことは、フェアトレードが目指す“公正な経済社会”の実現に光明が差したとすることができるでしょう。

指導原則の成立を受けて各国は具体的な行動計画作りを進めていて、日本政府も2020年に『『ビジネスと人権』に関する行動計画』を策定しました。ただ、日本の行動計画は人権DDを導入するよう企業に“期待する”だけの腰の引けた内容にとどまっています。

一方、EUでは罰則付きの「人権・環境DD義務化指令」が成立まであと一步のところに来ています。この指令はEU市場に参入する域外の外国企業も対象としていることから、日本の企業もサプライチェーン上で人権侵害が起きないように人権DDの導入・遂行に真正面から取り組まざるをえなくなっています。

企業と市民団体の協働

先の指導原則は人権DDのよりよい遂行のために、企業活動の影響を受ける人々だけでなく、市民団体(NGO/NPO等)や人権活動家、専門家などのステークホルダー(利害関係者)と協議や協力を行うことを企業に推奨しています。

それを受けて日本でも、フェアトレードの認証団体「フェアトレード・ラベル・ジャパン」と児童労働の撲滅を目指す国際協力NGOの「ACE」が、人権DDに取り組む、ないし取り組もうとしている企業の求めに応じて実務的な助言を行ったりする事業を昨年から始めました。

貿易分野の企業-市民団体間の協働の好例としては、連載第8回でご紹介したイギリスの「エシカル・トレーディング・イニシアチブ(ETI)」があります。ETIは社会・環境に配慮した貿易の実践に前向きな企業と市民団体(労働組合、NGO、フェアトレード団体)が設けた仕組みで、市民団体側は企業を批判するよりも改善に向けた助言や提案を行うことに力を入れています。

生産者や労働者の人たちが人間らしい生活を送れるようにするフェアトレードは、同種の取

り組みの中でも最も優れた“ゴールド・スタンダード”と呼ばれることがあります。その最高水準のフェアトレードを実践し推進していく重要性は言うまでもありませんが、世界貿易全体の99.9%を占めるフェアトレード以外の貿易（生産者・労働者の圧倒的多数がその影響下にある）を少しでも最高水準に近づけていく取り組みも等しく重要です。従来の貿易をフェアなものへと変える企業との協働に、日本の市民団体ももっと関わって欲しいと思います。

途上国政府との協働

途上国の社会・環境問題を解決するには途上国の政府自身による取り組みも欠かせませんが、資金的な余裕や実務的な能力、政治的な意思などに欠けている場合は、市民団体が協力、協働することで課題の解決を促進できます。

主要なカカオ生産国ガーナの政府が児童労働の撲滅を図る「児童労働フリーゾーン」という仕組みを立ち上げるにあたり、かねて同国で活動していたNGOの「ACE」はガイドライン作りやパイロット事業の実施に協力しています。

ガーナとコートジボワールの政府が2020年からカカオを買う企業に「生活所得保証金」の支払いを求め始めたのは、国際フェアトレード・ラベル機構の働きかけによるものでした。

このように、貧困、児童労働といった社会問題の解決を図る途上国政府に市民団体ももっと協力、協働するようになれば、それぞれが独自に取り組むよりももっと早く、より大きな成果を上げることができるでしょう。

最後に

「お買い物を通じた国際協力」とも表現されるフェアトレード。それは買い物の仕方を少し変えるだけで、世界の生産者や労働者の人たちが人間らしく暮らせるようになることを実証してきました。しかも、いわゆる「援助」が依存心を生みがちなのに対して、フェアトレードは自立

へと人々を誘うことができるのです。

だからといって無理してフェアトレード製品を買う必要は必ずしもありません。一人一人が少しずつでも日常的に買うようになれば、積もり積もって市場が拡大し、製品価格が下がって買いやすくなるという好循環が生まれます。

フェアトレードは「買い物を通じた投票」とも表現されます。社会や環境に配慮する企業の製品を買うことは“優良”企業を支持するのと同じだからです。逆に配慮に欠ける企業の製品を買えば“劣悪”な企業を増長させ、優良企業を片隅に追いやることになります。

優良企業の製品を買う一方で、そうでない企業に対してもフェアトレード製品を扱うよう“一声”上げてほしいと思います。前回お話ししたように“一声”には1票ではなく200票近くの重みがあって、“優良”企業へと変える力があるからです。さらに、“まち”や大学、学校、職場といったコミュニティ単位でそうした行動を起こせばいっそう効果的です。

以上の行動を通してフェアトレードの市場を今の100倍にできたとしましょう。それでも世界貿易に占める割合は10%程に過ぎません。であるならば、圧倒的多数の生産者や労働者に影響を及ぼす「フェアトレード以外の貿易」を放っておいてよいわけがありません。

つまり消費者や市民団体は、最高水準のフェアトレードにこだわるだけでなく、従来の貿易が少しでもましなものとなるよう企業や政府に働きかけたり、パートナーとして手助けしたりすることも必要なのです。

さらに欲を言えば、国内や地元で起きている社会、環境問題に目を向け、取り組んでもらえればと思います。そうしてこそ、フェアトレードが南北の別なく究極の目標としている持続可能な発展、国連のSDGs(持続可能な開発目標)が目指す持続可能な世界を実現できるでしょうから。さあ皆で力を合わせ、フェアで持続可能な社会を次世代、将来世代に手渡しましょう！



共創が重視される 「日常の生活で用いる新しい製品」の事故

水流 聡子 Tsuru Satoko 東京大学総括プロジェクト機構・大学院工学系研究科特任教授
消費者庁：消費者安全調査委員会委員(2016～)・臨時委員(2023～)。経済産業省：日本工業標準調査会総会委員、製品安全小委員会委員等。ISO/TC312/WG2主査・日本エキスパート等。2008年より現職

ここでは、新しいタイプの事故として、次の2種類の製品事故を取り上げます。

- ①住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等
- ②幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故

両者ともに、これまでの製品に新しい技術を用いて付加価値をつけて、日常の生活をより快適にし、家庭や家族の幸せを増大させる可能性がある製品です。両者は、メーカー・販売者・施工者・消費者(購入者/所有者/使用者)によって、最終的に生活の快適性・幸福度の向上という価値をもたらします。しかしながら、これら複数の関係者それぞれが、悲しい事故が起こらないように、何が安全を脅かすのかを理解し、それぞれがやるべきタスクを実行しないと、事故なく最終的価値を創出することが難しくなるというメカニズムを持っています。

本稿では、①と②のそれぞれについて、発生した事故情報に基づき、調査・実験・分析等を通して得られた知見を紹介します。このような

新しいタイプの事故を防止するための知識を、国民が取得・理解し、自ら行動化して、より安全・安心・快適な生活を通して、生活の幸福度を向上させてほしいと考えています。

住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故

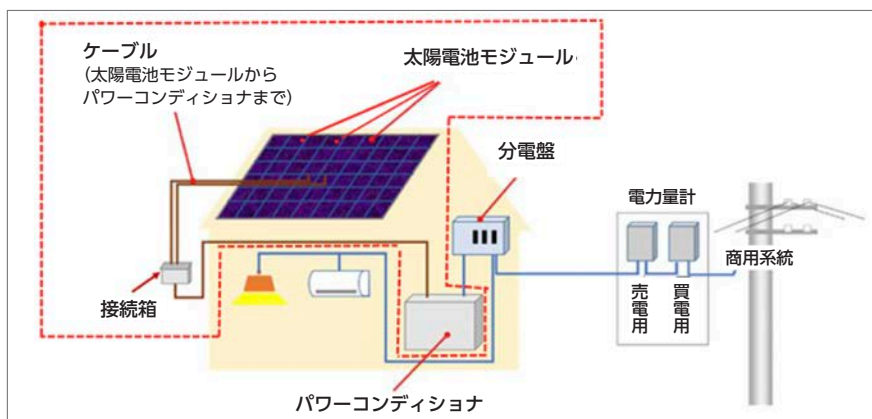
環境にやさしいエネルギーを用いて、経費節約を気にせず潤沢にエアコン・その他家電を使える生活は、消費者にはとても魅力的です。ソーラーシステムが進化し、屋根の上に設置もしくは屋根と一体化した「住宅用太陽光発電システム(図1)」が開発されました。天気のよい日には、生産できる電力が、家庭で必要とする電力を十分補ったうえで売電できる場合もあります。使わない電力を売電することで、深夜の電力コストを補填することもできます。環境的にも経済的にもやさしい自然エネルギーの製品と社会的しくみが構築されることで、住宅でエネルギーを潤沢に使える快適な生活が実現でき

ます。こうして、住宅用太陽光発電システムは人々の生活を豊かなものにしていきます。

ところが、この住宅用太陽光発電システムが置かれた屋根が、焦げる・発火する・燃えるという事故が起こってきたのです。

住宅用太陽光発電システムの累積設置棟数全体(約

図1 住宅用太陽光発電システムの全体概要(破線で示す範囲)



※一般社団法人太陽光発電協会の資料を基に、消費者安全調査委員会において作成



2,374,700棟)における発電のための製品部分(以下、モジュール)の設置の形態をタイプ分類し、その設置割合を比較すると、「屋根置き型」及び「鋼板等敷設型」が合わせて約94.8%(約2,250,000棟)、「鋼板等付帯型」が約0.7%(約17,700棟)、「鋼板等なし型」が約4.5%(約107,000棟)でした(経済産業省からのヒアリング結果より[2018年10月時点])。

太陽光による発電機能を持つこの製品は、「当該製品と一体となる屋根」を必要とします。よって「焦げる・発火する・燃えるという現象」には、この製品そのものに原因があるのか、それとも事業者による(屋根への)施工に問題があったのかが気になります。そこで調査対象とした13件の火災事故等について、モジュール(製品側)とケーブル(施工側)について調べた結果、次の特徴がみられました。

- ・モジュールの発火は、使用年数7年以上の製品で発生
- ・ケーブルの発火は、主に施工不良(ケーブルの挟み込み、不適切なケーブルの中間接続/延長接続)が原因であると推定
- ・施工不良以外では、コネクタの緩みや小動物による^{ごうがい}噛み傷があった
- ・野地板へ^{のじいた}延焼したのは、すべて鋼板等なし型の製品

この製品が高い屋根の上にあることから、事故防止対策としては、所有者である消費者が、定期的な保守点検を専門業者に依頼して実施することが要となります。所有者に対するアンケート調査の結果は、次のようになりました。

- ・導入後10年を超える製品は今後急速に増える
- ・修理を要する故障を全体の約1割が経験している
- ・保守点検は全体の約7割が実施していない
- ・火災等発生リスクに関する認識は十分ではない

事故等の再発防止のためには、定期的な保守管理等を実施することが重要であると考えられますが、設置後に改正FIT法(2017年4月施行。固定価格買取制度)が適用されたため、購入時には想定していなかった点検の義務が追加的に課されることとなりました。安い買い物ではなかったけれども、エネルギーコスト対効果の関係で、また環境のためにもよかれと思い、設置を決めた消費者にとって、後から点検経費を払うことになってしまったことには、戸惑いがあるようです。

環境保全のための新製品・サービスの場合、持続性のある法制度とそれに基づく社会システムの設計時点で、より多様な観点を盛り込む必要があるといえます。また消費者の積極的参加により、消費者と商品・サービスの提供者がともに分かち合い、一体化してモノゴトを作っていく共創のしくみが重視されます。

幼児同乗中の 電動アシスト自転車の転倒事故

環境にやさしいエネルギーを用いて、人間の力をアシストし、人々の移動と荷物の搬送を助ける製品として電動アシスト自転車が開発され、坂道の多い通勤・通学、生活圏内の移動や買い物を支援してきました。さらに子育て世帯のニーズに応じて、幼児を同乗して荷物も運べるように、大型化・重量化してきました。この「幼児同乗型アシスト自転車」は大変重いのですが、電動アシスト機能によって、女性でも楽に子どもと大量の荷物を載せて移動ができるのです。女性が働くのが当たり前になり、共働き世帯が増加する今の時代、子どもを授かることによる「幸福」と、それに伴う「大変さ」を同時体験する子育て世代にとって、幼児同乗型アシスト自転車が救世主となっているのは事実といえます。子どもを乗せて走っている人が多数みられることから、子育て家庭の移動・搬送手段とし



て重宝されているのがわかります。

出勤前あるいは出勤途中で、日々子どもを保育所などへ連れて行ったり、退勤後は、子どものお迎えをして、そのまま夕食の買い物をし、帰宅後は家族のための夕食づくりにとりかかる円滑な日常生活のプロセスを支え、多数の子育て世代の「大変さ」を減少させていることがよく理解できます。

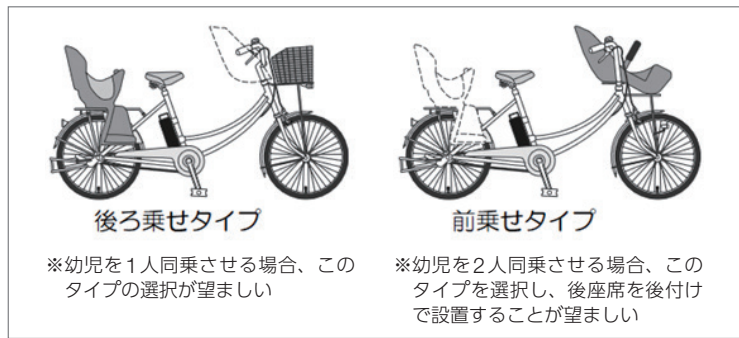
しかしながら、東京消防庁救急搬送データによると、幼児同乗中の自転車単独事故で救急搬送された幼児は1,443人(2011年1月～2017年12月)。詳細が確認された1,221人のうち、停車中の事故による被災幼児数は972人で全体の79.6%を占めました。そのうち停車中の転倒による被災幼児が896人で、全体の73.4%に当たります。また被災幼児896人中62.7%が前座席に同乗していました。

保護者と幼児の挙動が判明している、停車中の転倒の被災幼児532人では、保護者が自転車を注視したり支えたりできない状況で被災した幼児数は、291人(54.7%)、子どもと荷物の乗せ降ろしに伴う転倒では、116人(21.8%)でした。

以上のことから、走行中と停車中で異なる事故原因を特定し、対策を考える必要があることがわかります。万一、転倒・転落した際に大切なお子さんを^{まも}るためには、ヘルメットの着用が必須といえます。

消費者安全調査委員会では、製造者側への製品の安全性向上のための観点と、保護者が知っておくべき子どもを^{まも}るための観点、保護者の望ましい行動などを特定するために、専門家と一緒に、幼児同乗型アシスト自転車をタイプ別にいくつかの乗り方を組み合わせて実験し、有用な知見を得て報告書に整理しました。概要版はそれらをわかりやすく整理してありますので、ぜひ概要版を読んでいただき、家族構成・用途などから、子どもを^{まも}るためのポイントについ

図2 使用環境に適した自転車選択の参考情報(一例)



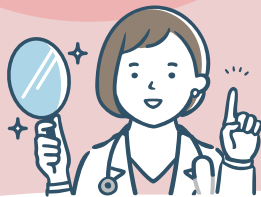
出典：消費者安全調査委員会「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故」(概要版)を基に作成

て、ご自分や家族にとって最適な自転車の選び方や使い方を検討し、具体的な行動に移すことをお勧めしたいと思います。自転車と同乗用の椅子、また前乗せにするか後ろ乗せにするか、などの組み合わせについて、購入しようとする自転車販売店にも、この概要版を見せて、最適なものを一緒に選択するのもよいのではないのでしょうか(図2)。

新しいタイプの事故としての
 共通性

①住宅用太陽光発電システムと②幼児同乗型アシスト自転車には、次のような共通性があります。消費者安全調査委員会で得られた知見をぜひ皆さんにも活用し行動化していただきたいと考えています。

- ・エコの観点が入った新しい製品
- ・「家庭や家族にとっての価値」の提供
- ・複数の関係者のそれぞれの役割の認識(B to B to C to C)
- B (製造者)
- to B (販売者・住宅及び付帯器具への取り付け施工者)
- to C (所有者・使用者)
- to C (家庭・家族)
- ・安全のための知識と理解による最適な製品の選択と使用上のルールの順守
- ・提供側と使用側の「共創」が重要

レーザー・高周波・超音波による
シミ、たるみの治療

石川 浩一 Ishikawa Hirokazu 公益社団法人日本美容医療協会 理事

美容医療の「切らない治療」の1つに機器治療があります。機器＝レーザーと思われがちですが、レーザーは光エネルギーであり主に「シミ」治療に用いられます。その他の代表的エネルギーには電気的エネルギーの高周波や振動エネルギーの超音波などがあり、主に「たるみ」治療に用いられます。宣伝ベースの知識が多い人はレーザーで魔法のように肌がきれいになると考えているかもしれません。しかし実際にはすべてが科学的治療であり、科学的効果は得られますが、それ以上でもそれ以下でもありません。しっかりと効果やリスクを認識したうえで治療をお受けになることをお勧めします。

シミの治療

シミは何らかの原因で皮膚内にメラニン色素が沈着したか、色素細胞(メラニン産生細胞)のメラニン産生量が増加した状態か、あるいはそれらの混合した状態で、周囲の皮膚よりもメラニン量が多い色素斑として認識されるものです。

まずシミ治療では診断が重要で、正しい診断に基づく正しい治療法の選択が必要です。

シミには色素の除去が比較的容易なシミと難治のシミがあり、シミと誤認されやすい悪性腫瘍しゅようもあるので専門医による診断が必要なこともあります。

中年以降の“シミがある皮膚”では種類の違うシミが混在していることが多く、内服、外用、導入(有効成分を染み込ませる方法)、紫外線対策などとの併用やレーザーも複数の機種が必要になることも少なくありません。治療による一

時的悪化の可能性もあり、根治できないシミは再発します。ただし、正しい治療を選択し、難治のシミでも時間をかけて治療すれば皮膚はきれいになります。

●レーザー

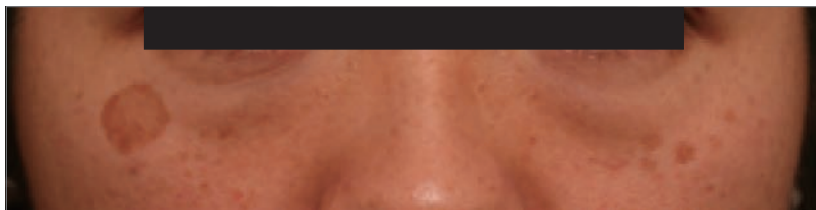
LASERはLight Amplification by Stimulated Emission of Radiation(誘導放出による光増幅放射)の略称であり、指向性、収束性、単一性の特徴を持つ電磁波である光のエネルギーのことです。レーザーは1960年に開発され、1980年代には皮膚色素性疾患に対して異常な色素だけを破壊して皮膚そのものの損傷を抑える理論が確立し、波長とパルス幅などの一定の条件を満たせば選択的色素破壊ができるようになりました。シミは老化などが原因でメラニン色素が沈着した状態であり、メラニン色素に対する選択性理論で治療できます。同じように皮膚の赤みや毛細血管、毛根も選択的に破壊することができます。またレーザーには色素細胞の過剰なメラニン産生を抑制する作用や表皮のターンオーバーを促進する作用などがあります(レーザーには多くの種類がありますが、本稿では機種の詳しい内容は省略します)。

■代表的シミとレーザー治療について

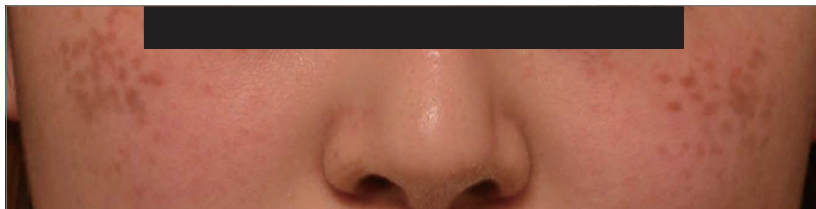
(1)老人性色素斑(写真-a)

最も多いシミで、顔面・手背(手の甲)しゅはい・前腕など日光露出部によく見られます。円形で周囲との明瞭な境界があり、表面が隆起する脂漏性角化症に移行することがあります。表皮角化細胞異常が原因でメラニンが沈着し、色素細胞はメラニン産生が刺激されています。レーザーで

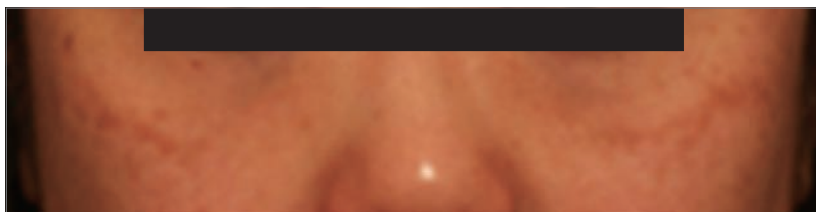
写真 シミの種類



a) 老人性色素斑



b) ADM：後天性真皮メラノサイトーシス



c) 肝斑

※筆者提供

メラニンを含む異常角化細胞を取り除くことができ、レーザーが最もよい適応(患者にとってメリットのある状況)となるシミです。

(2) そばかす(雀卵斑)

20歳頃までに鼻背部から頬部に茶色の小斑点が多発する遺伝的素因のシミで、日光暴露により悪化します。白人に多くみられ、レーザーが著効(著しく有効であること)します。中年以降はその他のシミと混合してきます。

(3) ADM：後天性真皮メラノサイトーシス(写真-b)

ADM：後天性真皮メラノサイトーシス(Acquired Dermal Melanocytosis)は、20歳以降の女性に発症することが多く、頬骨部、下眼瞼、側頭部などに左右対称に点状に発症する後天性のあざの一種で、真皮浅層から中層にメラノサイトが存在し、レーザーで根治します。中年以降では肝斑との鑑別が必要で、肝斑と併発する場合があります。

(4) 肝斑(写真-c)

両頬部や前額部などに左右対称に生じる帯状の薄茶色から褐色の色素斑です。30歳代以上の女性に多く、ホルモンや慢性炎症など何らかの刺激が原因となり色素細胞のメラニン産生が亢進した状態で、表皮基底層から真皮浅層にメラニン沈着があります。治療は、色素細胞への刺激を抑えるために内服や外用の保存的治療*1を行い、レーザーでは色素を破壊するのではなく色素細胞の活性を抑える作用の保存的照射が推奨されます。

(5) 炎症後色素沈着

皮膚炎などの炎症後に真皮にメラニン色素が沈着する症状です。レーザーの適応には症例ごとに検討する必要があります。

▶ レーザーによるシミ治療の副作用

副作用は火傷、瘢痕形成、色素脱出、炎症後色素沈着などです。最も多い副作用は炎症後色素沈着で、一定期間シミが濃くなりますが、通常徐々に軽快します。肝斑が合併していると治りにくいので注意が必要です。最近では、炎症後色素沈着を起こさず回数をかけてシミを治療していく方法が増えています。

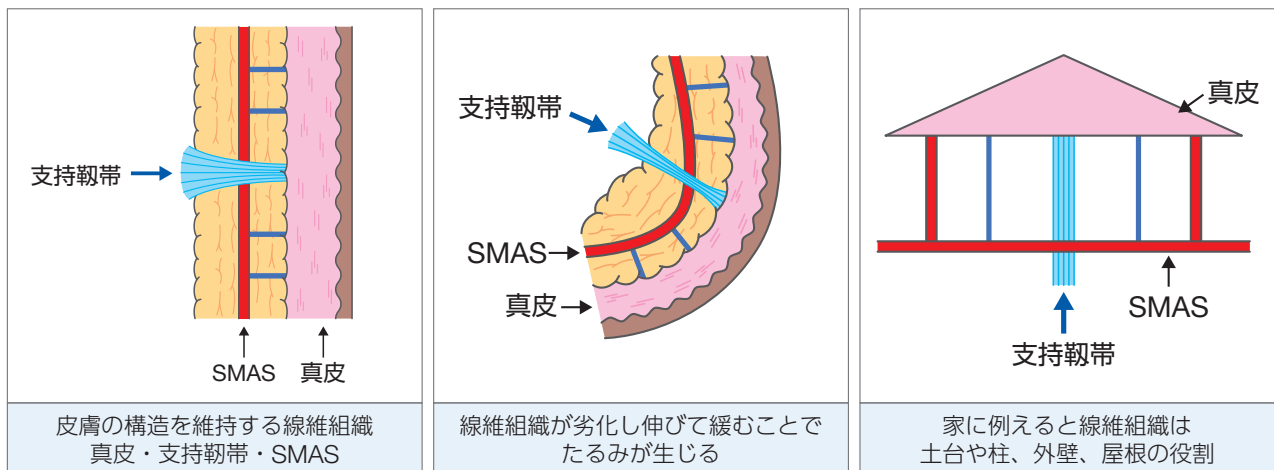
皮膚たるみ治療

皮膚は体にとって外壁のようなもので、外界との境となり体内を守る役割があります。また重力に対抗して内部の組織を正しい位置に維持する張力を持ちます。

皮膚は、皮膚を構成する線維組織の張力により重力下で自らの形態を保っているのですが、加齢とともに線維組織は減少して、重力や筋力

*1 手術療法に対して、それ以外の治療法を保存的治療とする。保存的治療には、薬物療法、理学療法、運動療法などが含まれる

図1 皮膚の線維構造とたるみ



※石川浩一「たるみ」日本美容皮膚科学会監修『あたらしい美容皮膚科学』（南山堂、2022年）を基に作成

による力学的損傷を受けることで伸展して緩み、さらに張力を失っていきます。この状態が皮膚のたるみです。皮膚の中で最大の線維組織は真皮そのものですが、真皮の下の皮下脂肪層には垂直方向の紐状の支持靱帯(Retaining ligament)と水平方向の筋膜状の線維組織(SMAS: Superficial Musculoaponeurotic System)があります。皮膚を建造物に例えるなら、土台は、皮膚深層の水平面の張力源となるSMAS、柱として支えるのが垂直線維の支持靱帯、外壁や屋根となるのが真皮です(図1)。

切らないたるみ治療は、これら皮膚の線維構造の緩みを熱収縮させて張力を回復させ、熱破壊による再構築で線維組織の補強を行います。家を建て直すようにたるみをまったくなくすのではなく、リフォームして長期的にたるみの進行を予防する治療です。たるみ治療に使用されるエネルギーには、主に高周波と超音波があります。

●高周波とは

高周波は、波長3KHz～300GHzの周波数を持つ電磁波のことで、皮膚が人体において比較的電氣的抵抗値の高い組織であることを利用して、ジュール熱^{*2}を生じさせます。高周波は電氣的選択性により皮膚深部で熱を発生させ

ることができ、皮膚深部の加熱がたるみ治療としてレーザーより優位であり、2003年に高周波治療器が開発され、治療法も確立されてきました。高周波の方式には主に2種類(単極式、双極式)があり、ほかにも双極式から派生した多電極式、ニードルRF^{*3}、フラクショナルRFなどがあります。

▶単極式高周波(図2)

たるみ治療では単極式高周波を用います。深部加熱と同時に皮膚表面の冷却により火傷を予防します。高熱になる深さは真皮と皮下組織との境界部付近で、おおむね2～4mmの深さが有効加熱され、特にたるみ改善に重要な皮下の支持靱帯を加熱します。60℃以上の加熱は痛みを伴いますが、痛みを緩和した低エネルギー連続照射など緩やかな照射方法もあります。

▶高周波治療の副作用

皮膚の赤みや腫れが生じることがありますが自然に消失します。不適切な機器や使用方法によっては熱傷が起こる可能性があります。この場合は治療に時間がかかります。

●超音波とは

超音波は、人間の可聴音域(20Hz～20KHz)の周波数より高い、おおむね20KHz以上の音波(音響振動)を総称して呼びます。我々の生活

*2 人体に直接電気を流すことにより、体積全体に流れた電気がすべて熱変換され、人体が自ら発熱すること

*3 RFは、ラジオ波(Radio Frequency)のこと。約450kHzの高周波で、電気メスで使用される高周波と同じもの

図2 たるみ治療：単極式高周波とHIFUとSUPERB®の熱の発生方式

	単極式高周波	HIFU	SUPERB®
角質層 表皮 真皮 皮下組織			
エネルギー	高周波	超音波	超音波
加熱温度	55℃前後	60℃前後	60～70℃
ダウンタイム	なし	なし	なし
治療	6カ月	6カ月	6カ月

※石川浩一「真皮からSMASまでの総合的機器治療」[美容皮膚医学BEAUTY第46号 (Vol.6 No.3)] (医学出版、2023年)を基に作成

で広く利用されており、医療分野では超音波がほとんど水分とみなせる生体組織中を深部まで伝搬できることから、情報用の検査エコーと熱に変換して治療する超音波治療器があります。

(1) HIFU (図2)

HIFUはHigh Intensity Focused Ultrasound (高密度焦点式超音波)の略です。振動エネルギーである超音波を体内で点状に集積することで高い熱に変換する技術です。HIFU療法は癌治療として応用が始まり、2009年頃より皮膚のたるみ治療、若返り治療に用いられるようになってきました。

超音波は熱の発生する深度を正確に設定できる特徴があり、たるみの原因となる皮膚の線維組織の深さに合わせて熱を発生させます。HIFUの代表的機器では、4.5mm、3.0mm、1.5mmの深度に60℃程度の熱損傷を起こしますが、皮膚の線維構造SMASや皮下支持靭帯、真皮を正確に標的にできる特徴があり、最近のたるみ治療のスタンダードとなっています。

▶ HIFUの副作用

赤みや腫れ、表面熱傷、神経損傷のリスクがあります。深部照射では神経損傷リスクがあるため、検査エコー下で線維組織の深さを確認しながら安全に照射する必要があります。現在国内には多くのHIFU機種が流通していますが、各機種の精度や機能は一定していませんので注意

が必要です。

(2) 同期平行型超音波ビーム(SUPERB®) (図2)

同期平行型超音波ビーム(SUPERB®: Synchronous Ultrasound Parallel Beam)は、周波数10～12MHzで7つの1.5×4.0mm超音波振動子を直接皮膚に接触させ、1.5mmを中心に0.5～2.0mmの深さに円筒状の熱損傷を起こす機器です。HIFUよりも大きな範囲で長い照射時間でボリュームの大きな熱を発生でき、皮膚にじかに振動子が接し伝搬経路を短縮するよう改良されています。ダウンタイムなく60℃以上の熱損傷を真皮に起こし、真皮浅層のコラーゲン・エラスチンの入れ替え作用により、たるみだけではなく皮膚の質感やシワの改善効果があります。皮膚表面は強力な冷却により熱から保護されるため皮膚表面は傷つきません。

▶ SUPERB®の副作用

真皮に強い熱が発生するため治療中の痛みが強いことが特徴です。皮膚の赤みや腫れが起こる可能性があります。安全性の高い治療です。

最後に

切らない美容医療はダウンタイムが少なく、リスクも軽減されており手軽に考えられがちですが、リスクがないわけではありません。機器治療では、正しい診断と適切な機器の使用、正しい照射方法が必要です。



フランス

たばこ用香り付きビーズを誤飲する子どもが続出

● Anses (食品環境労働衛生安全庁) ウェブサイト

<https://www.generationsanstabac.org/actualites/recrudescence-des-intoxications-aux-nouveaux-produits-du-tabac-et-de-la-nicotine/>

EUでは、2020年5月にメンソールたばこの販売が禁止された。若者の喫煙率低下が目的だといわれている。ところが、その後、フランスで登場したのが、フィルターにセットするタイプの香り付きビーズである。メロン、イチゴ、パッションフルーツ、メンソール等の香りが若者を誘惑する。

しかし、香り付きビーズに引きつけられるのは若者だけではない。カラフルな外見のビーズをキャンディーと間違えて、子どもが誤飲したという相談が後を絶たない。詳細は、Ansesが2023年9月に公表した報告書が明らかにしている。同書によると、2017年から2022年の間に中毒情報センター(CAP)に寄せられた、たばこ関連製品の相談電話295件のうち、138件が香り付きビーズに関するものだったという。2017～2020年の4年間で6件だった相

談が、2021年に46件、2022年に86件と増加しているのが特徴である。

被害者の年齢別では、1～3歳が52.9%と最多を占めるが、成人の被害も27.9%あった。成人の場合、フィルターに挿入したビーズを誤って吸い込んだ例や、キャンディーと間違えて口に入れた例があった。全体的にみると、香り付きビーズによる被害のほとんどが軽微なものだったが、なかには、誤飲した幼児が数時間嘔吐を繰り返したという報告もあった。また、経口摂取のほかに、ビーズ破裂後に目の痛みなどを訴えたという報告も14件あった。

Ansesは、食品と間違えやすいビーズの外観や、フルーツのイラストが描かれた包装容器を問題視する。また、子どもの手の届く場所に置かないなど、家庭での保管には留意するよう注意を促す。

ドイツ

日本の伝統に学ぶ、包装ごみ削減

● ヘッセン州農業・環境省ウェブサイト

<https://verbraucherfenster.hessen.de/nachhaltigkeit/umwelt/schenken-ohne-verpackungsmuell-so-gehts>

誕生日、結婚式、クリスマス等の行事があると、大量のプレゼントが行き交うドイツ。プレゼントをむき出しのまま贈ることはなく、箱に入れて、包装紙やリボンで飾るのが通常である。しかし、“包装廃棄物の山”を減らすために、プレゼントもエコ包装にすべきという声が上がっている。

そこで、ラッピング素材として注目を集めているのが、日本の風呂敷(Furoshiki)である。布1枚で対象物を自在に包めるうえ、何度も繰り返し利用できる持続可能なグッズだとして、ドイツでも知られるようになった。ヘッセン州のウェブサイト「消費者の窓」は、風呂敷の新たな使い方を提案するとともに、風呂敷からヒントを得たラッピング手法を紹介している。

日本では物を大切に包み、持ち運ぶ道具として利

用される風呂敷だが、同サイトは風呂敷を贈り物の一部とする方法を提案する。いわば、「贈り物の中に贈り物を入れる」(Geschenk im Geschenk)という発想で、贈り物を包んだ風呂敷ごと相手に渡し、風呂敷も例えばスカーフとして使ってもらおうのだという。

同様の例として、料理の本を新品の布巾で包む、トランプを新品のウール帽子に入れる、プレスレットを手編み靴下の中に入れるというアイデアを紹介する。ラッピング素材も贈り物として使ってもらうので、一石二鳥だという。もっとも、包装素材を新調しなくても、身のまわりにある新聞紙、カレンダー、余った布、空き箱、空き缶等で十分対応可能とも提案する。散歩中に見つけた花、木の葉、小枝、松ぼっくりなどをアクセントとして飾れば、素敵なプレゼントに変身すると紹介する。

SDGs達成のために 「エシカル消費」を学ぶ —高等学校での授業実践—

青崎 孔 Aosaki Tadashi 長崎県消費生活センター消費者教育推進員
2012年4月県立高等学校長退職後「相談員」枠で採用。3年後、消費者教育推進員に任用替え、現在に至る

消費者教育 実践事例集

“人類は絶滅に向かっている”

—この事実を子どもたちは知りません。毎日の消費生活が自らの首を絞めていることさえ理解できていないのです。1989年改訂の学習指導要領に「消費者教育」が拡充、2012年には「消費者教育推進法」が施行、2015年にはSDGsが国連で採択されました。SDGsの採択から8年。事態は看過できないほどの脅威で、2024年1月9日に発表された2023年の世界の平均気温は産業革命前と比べて「1.48℃」上昇。パリ協定の「1.5℃の約束」は風前の灯です。

県教育庁との連携

(1)「消費者教育」は文部科学省との連携事業であるにもかかわらず、県教育庁の反応は鈍く、高校教育の担当課は「文科省からのダイレクトな通知はないので現状実施は不可能だ。関係機関からの講座依頼は多くて実施に苦慮しており、これ以上は無理だ」。これに対し消費者行政側は「この事案はそうした講座とは異なり授業として実施すべきもので、法律で義務化された以上、実施しなければならない」という立場を押し通しました。このやり取りを2年ほど続け「授業支援」という事業(以下、本事業)が成立したのです。

以後、「自治体の義務」を盾として、校長会、教頭会、教務主任会に出かけては実施に向けた説明を今も続けています。

(2)一方、義務教育の担当課も難しく、加えて

市町の教育委員会の頑なさ^{かたく}は想像を超えていました。せめてもと、実施に関する文書発出の際の鑑^{かがみ}を添付することで了承を得、講師となる市町の消費生活相談員研修を本センターで行うことで事実上の実施に踏み切ることにしたのです。ここ数年、相談員の努力が実り、中学校での実施が広がりを見せています。まさにマンパワ^{たまもの}の賜物というべき状況にあります。

(3)また、関係機関への説明と承認が必要なことから教科部会へ出かけては実施に係る協力依頼^{かか}を3年ほど繰り返しました。この教科部会の抵抗が最も大きかったのですが、それ以後の実施に向けた背景づくりに大いに役立っています。

(4)消費者教育を支える教職員の研修も大きな課題で、県教育センターと協働の講座を設定し、現在、高校の10年経過研修の中で実施しています。本来は「カリキュラムマネジメント」の観点から計画立案すべき事柄であるため、管理職研修が必須であることを提案しているところです。

高校での「授業支援」

(1)担当講師の育成は本事業の核ともいえる部分で、年度の実施内容は消費者教育推進員が作成・プレゼンし、それを基本に各担当講師が自分なりの解釈とそれぞれの担当校の希望とを加味していくという形式をとっています。

教員の初任者研修のように、授業や教材の発表と修正を1学期間繰り返して完成させます。また、講師としての資質向上(話し方、声量、生徒とのやり取り、配慮事項など)も研修して

いくこととしました。

(2) 学校には実施要項を年度当初に発出。年間計画に組み込むことを指示し5月までに申込み完了。その後、担当を決定するのですが、相談業務が主担当の相談員には3校12時間程度を割り当てています。業務多忙ななか、協力いただいている相談員には感謝しかありません。

(3) 県内のほぼすべての公立高校での実施開始から5年を経過し、ほぼ一定の評価を得ていると判断しています。

授業の具体的な流れと工夫については、実施時間1クラス2時間、最大2クラス合同で実施。テーマは「消費者市民社会の構築」「持続可能な社会の形成」「エシカル消費」を3本柱とし、2023年度は「SDGs&エシカル消費」として実施しました。校種間格差もあり授業展開には工夫が求められることから、普通校では学力、実業校では技術とキャリアにつながるようなシナリオを心がけています。授業はパワーポイントで行い、動画やデータを埋め込んで客観性と情報の^{しんぴよう}信憑性を高めるように配慮しています。また、アクティブラーニングの要素も加え、学習効果を狙った工夫も行っているところですが、生徒には動画がとても好評です。

生徒の反応(実施後の感想から)

- 日本に住む私は、SDGsや地球温暖化に対してどこか^{ひとごと}他人事のような感覚でいたが、この状態が続いていけば人類滅亡の危機にあることを知った。そのためエアコンの設定温度などの細かな節電や食品ロス削減などの取組をしっかりと心がけていきたい。そして自分が主役であることを意識して行動していくことを忘れまい。
- このまま私たちが今のライフスタイルを続ければ人類は滅亡することになり、今私たちがしていることは自ら絶滅してもよい

と言っているようなものだということを学び、「このままではだめだ。自分も何か行動を起こさなければいけない」と強く思いました。高校生である私ができることは、高い学力や社会についての正しい知識を身に付ける、そしてエシカル消費を実行することだと思い、しっかり行動に移したいと考えています。また、一人ひとりの行動が大切だと改めて実感したので自分のまわりの人にも今日のことを伝えていきたいと思っています。

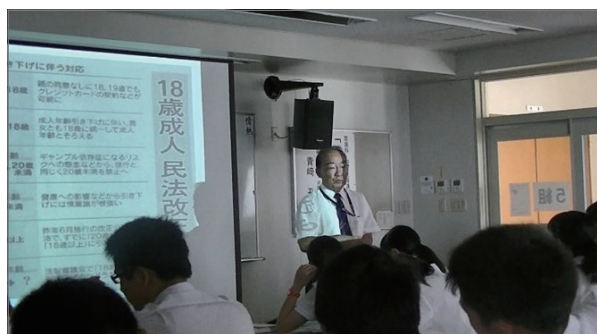
課題と今後の展開

(1) 小中高と連続した取組が求められているなか、小学校は手付かずで、今は中学校での実施に注力していますが、市町ではマンパワー的にも財政的にも難しい状況なのが現実です。2023年度は、長崎大学教育学部小学校教育コースの教員の卵に向けた授業が実施できたことが唯一の救いかもしれません。

(2) 大学での授業は徐々に拡大しつつあり、今後の展開に期待していますが、担当できる人材の育成が課題として残っています。

(3) 今後の事業展開には人材の確保と財政面の問題が大きく立ちはだかっています。全公立高校での実施はそれほど簡単ではありませんが、事業継続が子どもたちの未来のステップになることを信じ、さらなる取組の充実を図ることが我々大人の責任であることを肝に銘じておくべきだと強く思っています。

写真 授業のようす



宇田川 俊秀 Udagawa Toshihide 一般社団法人生命保険協会 理事
(一社)生命保険協会は、国内で営業する生命保険会社全社が加盟している団体。
生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与
することを目的に活動している

市場リスクのある 生命保険

特定保険契約

生命保険契約のうち、金利、通貨価格、市場における相場その他の変動による運用実績等によって保険金額等が増減するものは保険業法において「特定保険契約」と規定され、金融商品取引法の行為規制の一部が準用されます。具体的な保険商品では、①変額保険・変額年金保険、②市場価格調整機能(MVA。詳細は後述)を利用した保険・年金保険、③外貨建て保険・年金保険であり、また、「市場価格調整機能を利用した外貨建て変額年金保険」のように、複数の特徴を兼ね備えた商品もあります。

特定保険契約を販売する場合に関しては、申込者(投資者)の知識・経験・財産の状況や契約締結の目的に照らして不適當な勧誘を行わないこと(適合性原則)、商品の特徵やリスク、契約に関わる諸費用など契約条項のうちの重要な事項を記載した「契約締結前交付書面」をあらかじめ交付(電磁的方法による提供も可能)することなどを課しています*1。

契約締結前交付書面

契約締結前交付書面*2では、契約概要と注意喚起情報の記載が求められています。

〈契約概要として記載すべき情報の例〉

- ・ 保険会社の商号、住所等
- ・ 商品の仕組み、保障内容、保険料に関する事

生命保険の中には、契約時に決められた定額の給付を行う商品のほかに、運用実績等によって保険金額等が増減する商品(特定保険契約)があります。これらの商品では、高い運用成果を受け取れる可能性がある一方、損失が生じるリスクがあります。

項、解約返戻金等の水準等

- ・ 特別勘定に属する資産の種類、保険契約関係費・資産運用関係費等(変額保険・変額年金保険の場合)
- ・ 市場金利に応じて損失が生じるおそれがあること、運用期間中の費用等(市場価格調整機能を利用した保険・年金保険の場合)
- ・ 外国為替相場により損失が生じるおそれがあること、外国通貨により契約を締結することにより特別に生じる手数料等の説明(外貨建て保険・年金保険の場合)

〈注意喚起情報として記載すべき情報の例〉

- ・ 諸費用に関する事項の概要
- ・ 損失が生じるおそれがあること
- ・ 保険会社の商号、住所等
- ・ クーリング・オフ制度
- ・ 解約と解約返戻金の水準

変額保険・変額年金保険

変額保険・変額年金保険とは、特別勘定により資産運用を行い、運用実績に応じて、保険金額、年金額及び解約返戻金額が増減する商品です。

変額年金保険の場合は、年金受取開始後も継続して特別勘定で運用される商品もあり、その場合は、年金受取開始後も運用結果次第で、年金額が変動します。

*1 (一社)生命保険協会「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」<https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/pdf/marketrisk.pdf>

*2 (一社)生命保険協会「契約締結前交付書面作成ガイドライン」<https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/pdf/before.pdf>

●特別勘定

特別勘定とは、運用実績を直接的に保険金や年金、解約返戻金に反映することを目的として運用される勘定であり、「ファンド」とも呼ばれています。

特別勘定を用いる商品は、複数のファンドから契約者が運用先を選択できるものもあります。ファンド数は保険会社・商品ごとに異なり、ファンドを選択できる商品の場合、一般的には、契約後の運用期間中も、所定の回数まで随時、ファンドの変更を無料で行うことができます(ファンドの変更回数に制約のある商品もあります)。

●到達目標設定型(ターゲット型)

到達目標設定型(ターゲット型)とは、契約時に一時払保険料に対する目標値を設定し、契約から一定期間経過後(一般的には1~3年後)に目標値に達した時点で、即時、年金や一時金による受取等が可能となる商品です。目標値に到達せずに据置期間が終了した場合や、年金開始前に被保険者が死亡した場合に、年金原資、死亡給付金等の元本(一時払保険料)保証がある商品もありますが、ない商品もあります。

また、一般的には解約返戻金の元本保証はありません。

市場価格調整機能(MVA)を利用した保険・年金保険

契約途中で解約したときに、その時点における積立金額に市場価格調整率を反映し、運用資産の価値を解約返戻金額に反映させる仕組みの商品です。個人年金保険や終身保険等にこの仕組みを利用した商品があり、とりわけ、外貨建て一時払い終身保険の多くにはこの機能が付いています。

●市場価格調整機能(MVA)

市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させるための手法のことです。Market Value Ad-

justmentの頭文字をとってMVAとも呼ばれています。

保険会社の資産運用の中核をなす債券は、満期まで保有していれば、額面で償還されるのが一般的ですが、保有期間の途中においては、市場金利の動向により価格は日々変動し、市場金利が上(下)がると債券価格が下(上)がるという特徴があります。

市場価格調整が適用された契約では、契約時と比べ解約時の市場金利が上(下)がった場合には解約返戻金が予定よりも減少(増加)します。なお、市場価格調整は、解約時のみならず保険金額の減額時にも適用され、また、個人年金保険であれば、繰り上げて年金を開始した場合などにも適用されます。

外貨建て保険・年金保険

外貨建て保険・年金保険は、個人年金保険、終身保険、養老保険、介護保険等の保険種類について、保険料の払い込みや保険金等の受け取りを米ドルなどの外貨建てで行う商品です。

海外の比較的高い金利を反映することで、予定利率を高く設定していますが、為替レートの変動により受け取る円換算後の保険金額が、契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、受け取る円換算後の保険金額が払込保険料の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

●円入金特約・円支払特約

円入金特約・円支払特約を付加することにより、契約者は保険会社に日本円で保険料を支払ったり、日本円で保険金等を受け取ることができます。クーリング・オフに際して、円入金特約を付加している場合には、契約者が払い込んだ保険料は日本円で返還されますが、付加していない場合には、契約者が払い込んだ外貨で返還されるため、為替変動の影響を受けることがあります。

第 57 回

樹脂製の折りたたみ式踏み台での 指挟みに注意

相談事例

乳児が折りたたみ式踏み台につかまり立ちしていたところ、指の先端を切断した。商品に問題がないか調べてほしい。
(0歳10カ月・男児)

折りたたみ式踏み台(写真1)は、主にプラスチックなどで製造されているため軽く、折りたんで狭い隙間に収納できます。開く時や、折りたたむ時にできる天板と脚部、板同士の接続部(ヒンジ)の隙間に、乳幼児の手指が挟まり指先を切断した事故も起きています。そこで、10銘柄をテスト対象として選び、構造や手指を挟む可能性などを調べました。

●テスト結果をもとにしたアドバイス

開いて使用できる(上に乗ることができる)状態の天板をたたむために引き上げるのに必要な力を荷重計で調べたところ、乳幼児の力でも容易に天板を引き上げることができ、天板と脚部の隙間を広げる可能性があります。

次に、隙間に、直径5mmと12mm(6カ月児と6歳児の手指の太さに相当)のプローブ(検査器具)を挿入してみると、開く時も、折りたたむ時も、乳幼児の手指が挟み込まれるおそれのある隙間がありました(写真2)。

1歳児相当の身体サイズのダミー人形を用いて、天板付近につかまり立ちをした時の姿勢や手指の位置を調べると、折りたたみ式踏み台の高さが低いほど上から体重をかけるような姿勢になりました。隙間に実際の人体(成人)に相当する指ダミー(直径約16mm)を挟んだ状態で、天板に乳幼児の力や体重程度の負荷をかける

と、指ダミーが裂けて、大人でも裂傷を負う可能性があることが分かりました。

10銘柄の使用上の注意表示を調べると、手指等の身体を挟んでけがをする危険性について注意表示をしたものはありませんでした。

乳幼児がいる家庭で踏み台を入手する場合は、可動部分のない、一体構造や組立式の商品を選ぶことを検討しましょう。

大人でも、隙間に手指を挟み込んだ場合、けがをする危険性があるので、使用の際は注意しましょう。

乳幼児が折りたたみ式踏み台に触れないように管理や保管をして、事故を防ぎましょう。

写真1 折りたたみ式踏み台の外観

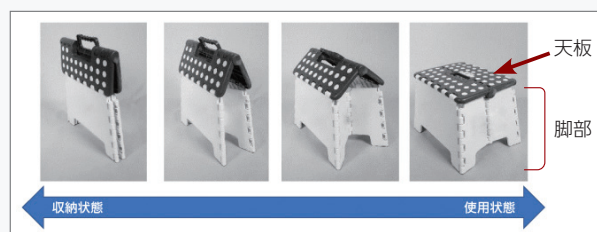
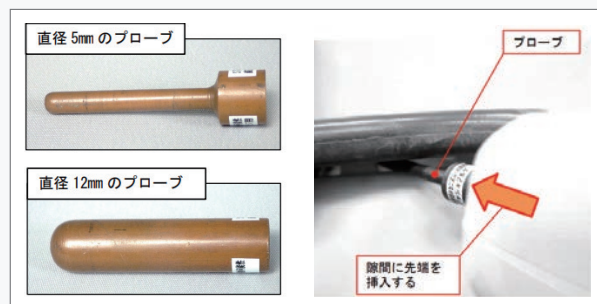


写真2 手指を挟み込む可能性の調査



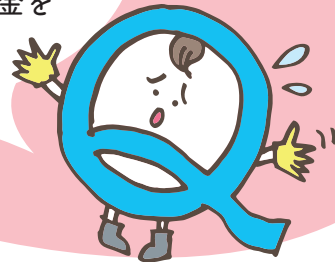
参考：国民生活センター「樹脂製の折りたたみ式踏み台での指挟みに注意－乳幼児が手指の先を切断する事故が発生しています－」(2022年10月5日公表) https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221005_1.html



ペットショップで購入した子犬に 先天性疾患があったときは？

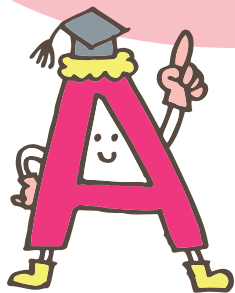
相談者の気持ち

ペットショップで子犬を購入して間もなく、子犬に先天性の病気があることが分かりました。そのことを事業者に伝えたところ「代金を返金する。子犬は引き取ってもいいし、そのまま飼ってもよい」と言われました。既に子犬に愛着が湧いているので返したくありません。代金を返金してもらい、今後の治療費も請求することはできますか？



小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験をもち、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



子犬の購入は法的には売買契約(民法555条)であり、先天性の病気がある子犬は「契約の内容に適合しない」(565条)ということになります。売買の目的物(ここでは「子犬」が目的物になります)が契約の内容に適合しない場合、買主は追完請求(562条)、代金減額請求(563条)、契約の解除及び損害賠償請求(564条)をすることができます。

もっとも、これらについては、契約条項による取り決めが優先しますので、まず、契約条項でどうなっているかを確認する必要があります。

事業者は、「代金を返金する」と言っていますが、これは、買主が求めることができる請求のうちの代金減額として代金全部の減額か、又は、契約を解除して代金分の損害賠償をするという意味であると考えられます。

また、「子犬は引き取ってもいい」というのは、契約が解除されれば原状回復(545条)ということになるので、原状回復として引き取るという意味であると考えられます。

さらに、「そのまま飼ってもよい」というのは、代金減額の結果、目的物である子犬は買主の物になるという意味か、又は契約解除をしたうえで病気のある子犬を相談者に贈与するという意味であると考えられます。

相談者は代金を返金してもらったうえで子犬は引き続き飼うこととし、さらに今後の治療費も払ってもらいたいと考えています。法的には治療費は、追完請求すなわち契約の内容に適合しないものを適合するように直してもらうことを求めるという意味であると考えられます。

追完請求は契約が有効であることを前提に請求するものですから、治療が可能な病気なのであれば、治療をしてもらったうえで代金の返金は求めないということが考えられます。治療して完治すれば子犬は契約に適合した子犬ということになるからです。

他方で、代金を返金してもらったうえで今後の治療費は相談者が負担するということも考えられます。この場合、相談者は病気がある子犬であるということを承知のうえで子犬を引き取ることになり、病気があることによる損害は代金を返してもらったことで賠償済みということになるからです。

相談者にとっては、治療費が幾らかかるか予測できないので、治療をして完治したところで引き取るのが最善と考えられますが、事業者は代金を返金することで問題を解決したいと考えられるものと思います。まずは交渉による解決をめざし、交渉で話がかつかない場合には法的な解決を求めるということになります。



暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

バイナリーオプションの攻略情報商材の勧誘に説明義務違反があったとされた事例

バイナリーオプションの攻略情報に関する商材の勧誘に際し、返金特約に関する条項についての的確な説明をせず、かえって誤解させる説明をしたとして、事業者とその代表者に対し情報商材の代金100万円相当の損害賠償請求を認容した(ただし、購入した商品を利用して行ったバイナリーオプション取引の損失については損害賠償請求を否定している)。(東京地方裁判所平成31年2月18日判決、LEX/DB)

原告：X(消費者)
被告：Y1(事業者)
被告：Y2(Y1の代表取締役)

事案の概要

Y1は、バイナリーオプション取引(取引価格が上昇するか下落するかを二択で予想して行う投資)の攻略情報である本件商品を業として販売している事業者で、Y2は、Y1の代表取締役である。

Xは、2016年10月中旬、Y1から、本件商品を代金100万円で購入し(本件売買契約)、同日、代金100万円を支払った。

本件売買契約には、所定のすべての条件を満たした場合には、Y1が、Xに対し、本件商品の代金100万円を返還するという条項(本件返金特約)があり、返還の条件として、次のとおり定められていた。

- ① Xが本件商品の推奨する手法どおりに実践したこと
- ② ローソク足がボリンジャーバンド(株価の方向性の転換点を示すチャート)を突き抜け、かつ、『4マーチンゲール、エントリー回数200回以上で勝率が1/30以下』、又は、『5マーチンゲール、エントリー回数300回以上で勝率が1/55以下』であること

「4マーチンゲール」とは、当たるまで投資額を倍増させながら連続して4回行う取引であり、本件商品においては、4マーチンゲールが1エントリーとされている。したがって、本件返金特約に定められた「4マーチンゲール、エントリー回数200回以上で勝率が1/30以下」とは、「4マーチンゲールのエントリーを合計200回以上行い、その勝率が30分の1以下のとき」という意味である。また、「5マーチンゲール、エントリー回数300回以上で勝率が1/55以下」とは、「5マーチンゲールのエントリーを300回以上行い、その勝率が1/55以下」という意味である。

Xは、2016年11月中旬から2017年3月上旬まで、本件商品を利用して取引を行い(以下「本件取引」)、約138万円の損失を出し、同日、取引を終了した。

本件取引中、本件返金特約の勝率計算に含めるべきエントリー回数は、合計228回である。

Xが返金特約に基づいて請求したところ、Y2は返金特約の条件を満たしていないとして拒否した。これに対し、Xの主張の骨子は、次のとおりである。「勝率が1/30以下」について「敗率が1/30以上」という説明であったし、Y2は「本件商品に従って取引を続けている限り、ほとん

ど負けることはないと思うのであまり気にしないで下さい」と述べた。そして、Y2は「仮に1日1回のペースで1か月間取引を続けた場合に、約半年間、月1回のペースで負けが続いたときには、代金全額をお返しするイメージです」などと説明し、本件返金特約の重要部分を説明しなかった。本件商品の代金は100万円であり、一般消費者にとって極めて高額で、本件返金特約は本件商品に基づく取引について損失が出た場合の保険となるものであること、売主であるY1にとって明らかに不利な条項であり、本件商品への信頼性を高めるものであることからすれば、一般消費者にとって、本件商品の購入を決意するための重要な情報である。Xも、本件返金特約が決め手となって、本件売買契約を締結した。そうであるのに、Y2は、本件売買契約締結に先立ち、Xに対して本件返金特約に関する説明をしていないばかりか、かえって誤認させるような説明を行っているので、説明義務違反が認められ不法行為が成立する。

Xは、Y2に対しては不法行為に基づき、Y1に対しては会社法350条に基づいて、損害賠償請求した。損害額は、本件商品の売買代金相当額100万円と本件取引による損失約138万円の合計約238万円である。

Yらは、説明義務の違反はないなどとしてXの主張を争った。

理由

本判決は、次のように判示して、代金相当額についてXの請求を認容した。

1 説明義務違反

①Y2は、本件売買契約締結の際、Xに対し本件商品に基づくY1関係者の取引実績を示し、本件商品に基づいてバイナリーオプション取引を行えば9割方勝つことができる旨説明したことは認めている

②Xが、2016年12月頃、「負け」の回数が多い

としてY2に本件売買契約の代金の返還を求めたところ、Y2は、「エントリー回数200回」という条件を満たしていないとして、これに応じず、その後Xが200回以上のエントリー（有効なエントリー回数228回）を行ったうえで、2017年5月頃に返金を求めたところ、Xに対し、本件返金特約の条件にはXが行った取引のみならずY1が行った取引も含まれていて、Y1関係者が行った取引で勝っていれば、Xの「負け」の回数に含まれないなどと述べ、「負け」の回数が5回か6回であるから「30分の1」に満たないなどとして、返金を拒んだ。

③Y1は、Xに対する2017年7月上旬の「回答書」と題する書面においても、本件返金特約の趣旨は、「4回連続して負ける確率が、1/2の4乗、すなわち、1/16であり、このような確率で、さらに複数回負け続けることは稀であるため、特に、このような不運な購入者に対しては、本件返金特約の条件を満たした場合に限り、本件売買契約代金のみ返金を認めるという点」にあるなどと説明している。

これらの事実に照らせば、Y2は、本件返金特約の「30分の1」という条件は、「負け」の割合が「30分の1以上」であることを意味するものと認識し、行動していたものと認められ、Xの供述は、Y2の上記認識及び行動に沿うものであり、これを信用することができる。他方、Y2が上記条件を契約書の文言どおりに「勝率が30分の1以下」と説明した旨の供述は、上記認定のY2の言動と矛盾しており、これを信用することができない。

そうすると、Y2は、本件返金特約の条件に、「4マーチンゲール、エントリー回数200回以上で勝率が30分の1以下」と定められ、返金が行われる場合は極めて限定されているにもかかわらず、Xに対し、本件商品に従って取引を続けている限り、ほとんど負けることはないと思うのであまり気にしないで下さい。」「仮に1

日1回のペースで1か月間取引を続けた場合に、約半年間、月1回のペースで負けが続いたときには、代金全額をお返しするイメージです。」などと説明し、あたかも、「勝率が1/30以下」を「敗率が1/30以上」と誤認させるような説明を行ったものと認められる。

そして、本件返金特約が売買代金全額の返金という契約締結の効力を覆すほどの効果を定めたものであることからすると、いかなる場合に本件返金特約が適用されるかは、本件商品を購入するか否かの判断に影響を及ぼすべき重要な情報であり、Y2は、本件売買契約の締結に際し、信義則上、買主であるXに対してこれを正確に説明すべき義務があるというべきところ、上記のとおり、「勝率が1/30以下」という極めて限定された場合にしか本件返金特約が適用されないにもかかわらず、これを「敗率が1/30以上」というXに相当程度有利な条件であるかのように誤認させる説明を行ったのであるから、上記説明義務に違反したものと認められる。

2 損害

本件売買契約締結の際に支払った代金相当額100万円は、説明義務違反と相当因果関係のある損害に当たる。

本件取引を行った結果生じた約138万円の損失については、Xが本件商品を利用した取引によって仮に利益が出なかったとしても、本件返金特約により100万円の返金を受けられるものと考えて本件商品の購入を決意したもので、バイナリーオプション取引で損失が生ずる可能性があることは認識していたと認められること、Xは、本件取引の途中で「負け」が続くことを認識しながら、本件返金特約の条件を満たして代金の返還を受けるために、規定回数に達するまで取引を継続したことが認められ、本件取引の期間中も損失が生ずることを十分認識しながら、自らの意思で取引を継続したことなどから、Xが本件取引を自らの責任において行ったもので

Y2の義務違反と本件取引による損失の発生との間に相当因果関係があるとは認められない。

Y1は、会社法350条に基づいて損害を賠償すべき責任を負う。



1 バイナリーオプション

バイナリーオプションはオプション取引の一種で、為替相場や株価指数などを対象として、あらかじめ定められた時点(あるいは期間)の騰落を予測し、ある値よりも高いか低い(あるいは一定の範囲に収まっているか)を二者択一で選ぶ取引である。例えば、2時間後のドル円レートが145円50銭より円高か円安かについて、オプション料を払って取引し、予測が当たると一定金額の払い戻し(ペイアウト)を受け取り、払い戻し額とオプション料の差額が利益となる。予測が外れると、ペイアウトがなく、オプション料が損失となる。

金融商品取引法上、店頭デリバティブ取引に該当するので、投資者に対して業として取引を行う者は第一種金融商品取引業の登録が必要である。

海外業者の場合であっても、日本に居住する投資者に対してこの取引を行うには、日本において金融商品取引業の登録が必要である。実際には、無登録業者による被害が発生している。

2 バイナリーオプションの情報商材

本件は、バイナリーオプションの取引による被害事案ではなく、バイナリーオプションの攻略情報の商材の販売・購入事案である。単なる攻略情報や売買ツールの販売(売り切り)の場合には、事業者金融商品取引業の登録は不要で、相談対応としては特定商取引法(以下、特商法)の適用場面となる。

ただし、当該商材の利用に当たり、販売業者等から継続的に投資情報のデータその他のサポート等の提供を受ける必要がある場合には、

投資助言・代理業に該当することとなるので登録が必要である(「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」VII-3-1(2)②イa及びb)。実際には、この登録もされていない場合がほとんどと思われるので、特商法の適用場面であることに変わりはない。なお、バイナリーオプション取引の学習用USBメモリーを販売していた事業者(法人)に対し、特商法違反(商品性能に関する不実告知等)により業務停止命令、個人に対して業務禁止命令を出した例がある(2020年3月25日付、消費者庁と東京都による同時処分)*1*2。

3 バイナリーオプションの問題点

オプション取引は、オプション料が取引によって見込まれる利益と見合っているのか(理論価)が重要になるが、その計算方法としてブラックショールズ理論などが用いられている。しかし、バイナリーオプションは、その特殊性からブラックショールズ理論がそのまま当てはまらないため、修正したもの等の理論が用いられている。ところが、上がるか下がるかという面で一見単純に見えるため、ギャンブル感覚で行われている。金融先物取引業協会では、自主規制が行われており、登録6社(2024年2月現在)の取引実績が月次データファイルとして公表されている。公表される内訳は各社によって違いはあるが、顧客の購入金額の合計額、顧客への支払い金額の合計額、顧客の支払総額に対する顧客の受取総額の割合、月間通算損益がマイナス(損失)になった口座数などとなっている。それによると、各社とも損失が生じた口座数の割合がかなり高くなっている。情報商材の売買の場合であっても、バイナリーオプション取引の特質について誤認させるような勧誘については、その違法性が問われることになる。

4 本件事案について

本件は、返金特約に着目して、説明義務違反を根拠に損害賠償請求した事案である。一般論としては、バイナリーオプション取引の特質そのものを争点とした場合、論争となって裁判が長期化する可能性がある。そうすると、事案によっては事業者が事実上倒産し回収不能となるリスクも高くなることがあるので、争点を絞り込んで早期に審理を遂げる方策も現実的な選択肢となる。

ただし、本件の場合、返金特約に重点を置いたことから、取引自体の損失については「損失が生じることは認識していた」などの理由で否定されている。確かに、相当因果関係がないともいえるであろうが、他方において本判決も、Y2が本件商品を用いてバイナリー取引を行えば9割方勝つことができる旨説明したことを認定しているのであるから、もしXがそのような勧誘により誤認して、本件商品を購入してバイナリーオプションを行うことを決めたという事案の場合には、相当因果関係を認める余地があると考えられる。

参考判例は、FXのバイナリーオプション取引の自動売買システムによって元本保証で毎月恒常的に配当が得られると勧誘した事案で、そのようなことが可能な自動売買ソフトなど存在しないとして、会社代表者につき不法行為責任及び会社法429条の責任を、会社につき会社法350条の責任を追及した事案であるが、請求が全部認容されている(ただし、被告らが請求原因事実を争うことを明らかにしなかった事例である)。

参考判例

東京地方裁判所平成29年11月7日判決(ウエストロー・ジャパン)

*1 消費者庁[特定商取引法違反事業者【株式会社i tec japanほか2事業者】に対する行政処分について]
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019409/>

*2 東京都[大学生等に借金をさせ、投資取引に係る高額なUSBメモリーを販売していた3事業者に業務停止命令]
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/03/26/26.html>

電子計算機使用詐欺罪

穴沢 大輔 Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科教授
専門は刑法、その中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。『入門経済刑法』(共著、信山社、2021年)など執筆。
消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員



総務省によれば、2022年の日本のインターネット利用率(個人)は84.9%となっており*1、国民が広く生活の中で利用していることとなります(コロナ禍では、特にオンラインでの取引が活性化したのは記憶に残るところですね)。今回は、インターネットを利用した取引(以下、ネット取引)に潜む犯罪について考えてみましょう。

パソコンやスマホを用いた詐欺罪

事例1 Aは、「免税店の閉店にあたり、高級腕時計が在庫処分として格安で売り出される」という広告を見つけ、百貨店名が示されていたことから通販サイトにアクセスし、代金引換で購入した。しかし、受け取った箱を開けると、時計は高級品ではなく、さらに壊れていた*2。

皆さんは、Aがだまされているので詐欺のような気がするが、パソコンやスマホを用いているので、何罪になるのかよく分からない、と思われたかもしれません。ただ、本講座で示してきた思考方法によれば、これが詐欺罪に該当することは問題ないでしょう。すなわち、Aは、^{ぎも}欺罔行為により錯誤に陥らされ、代金引換で金銭を交付し、壊れた時計という本来の使用もできないものを手にしたのであって、損失もあり、詐欺罪の条文に当てはまる被害者だからです。

詐欺罪は、「人(A)」を欺いて財物を交付させる罪であり、パソコンやスマホがツールとして用いられていたとしても、人が欺かれていれば、その適用にまったく問題はないのです。した

がって、偽の警告表示にだまされて、プリペイド型電子マネーで支払わされる*3のも基本的には同じです。

「こうした事案が詐欺罪に当たるのだとする、その次の条文に規定されている『電子計算機使用詐欺罪』(刑法246条の2。以下、本罪)は、どのような場合に適用されるのか?」これは、ごく自然な問題意識だと思います。この条文の制定経緯を確認しておきましょう。

電子計算機使用詐欺罪の新設

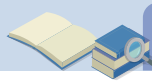
1987(昭和62)年の刑法改正では電子計算機(コンピュータ)を用いた犯罪について一定の対応がなされました。コンピュータが用いられますと、大量、迅速かつ正確なデータの処理が人に代わって行われることとなります。それは大変便利なことですが、それだけ犯罪の温床にもなりやすいといえます(偽造関係の改正については、次回本講座第5回で解説予定です)。

実は、この改正では、不正データの入力により不法の利益を得る行為の処罰が、従来の詐欺罪では対応できないことが指摘されたのです。もう少し、具体化してみましょう。例えば、Xが、ある金融機関のコンピュータを不正に操作して自己の預金残高を改ざんして、それを別の金融機関の口座に振り込ませたとしましょう。ここで詐欺罪による処罰ができればよいのですが、「人」が欺かれていないため、条文の文言に当てはまらず、適用ができないのです(金銭を盗ん

*1 総務省「令和5年版情報通信白書」<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r05/html/nd24b120.html>

*2 国民生活センター 見守り新鮮情報「百貨店をかたる偽通販サイトにだまされないで」(2022年2月8日発行)
<https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen415.pdf>

*3 国民生活センター 見守り新鮮情報「偽警告表示プリペイド型電子マネーで支払わせる手口に注意」(2021年3月9日発行)
<https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen388.pdf>



だのだから窃盗罪ではないか、と思われた人がいるかもしれません。確かに、その感覚は鋭いのですが、窃盗罪は「物」を奪うと規定されておりまして、やはり対応ができないのです。

こうした不法な利益を得る行為が野放しになることを避けるために、本罪が新設されました。次の事例で、適用場面を確認してみましょう。

本罪が適用される事例

事例2 Xは、窃取したクレジットカードの番号等を冒用し、いわゆる出会い系サイトの携帯電話によるメール情報受送信サービスを利用する際の決済手段として使用されるいわゆる電子マネーを不正に取得した。

少し複雑なのですが、246条の2の条文構造を確認しながら本事例を考えてみましょう。まず、「人の事務処理に使用する電子計算機」に対してなされることが必要です。ここでは、決済側のコンピュータ、すなわち、電子マネーを販売する決済代行業者のコンピュータになります。

続いて、これが重要な概念なのですが、「虚偽の情報若しくは不正な指令を与え」ることです。この点、最高裁は同様の事案で次のように述べています(最高裁平成18年2月14日決定)。「クレジットカードの名義人による電子マネーの購入の申込みがないにもかかわらず、本件電子計算機に同カードに係る番号等を入力送信して名義人本人が電子マネーの購入を申し込んだとする虚偽の情報」を与えた、と。この虚偽の情報とは、一般的に「当該電子計算機によるシステムにおいて予定されている事務処理の目的に照らして、その内容が真実に反する情報」と解されています。ですので、コンピュータに入力された情報それ自体は、数値としては正しいとしましても(高裁で、弁護人は「クレジットカード上の名義人名、カード番号及び有効期限の各情報」は「正規のクレジットカードの情報そのもの」であり、虚偽とはいえないと主張して

いた)、「虚偽」の情報といえるのです。当たり前のように感じられたかもしれませんが。

そして、「財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、(中略)財産上不法の利益を得(中略)た」ことが必要です。前述の最高裁では「電子計算機に接続されているハードディスクに、名義人が同カードにより販売価格合計11万3000円相当の電子マネーを購入したとする電磁的記録を作り、同額相当の電子マネーの利用権を取得した」とされ、本罪の成立が認められたのです。

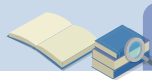
このように、いわば機械をだます行為によって不実の電磁的記録が作成され、利益を得る行為が本罪の処罰対象とされるのです。

もう一例紹介しておきましょう。

事例3 Xは、高速道路のETCシステムにおいて連結車両の通行料金が流入料金所で計測された接地車軸数を基に算出されることを悪用し、流入料金所の直前で車軸自動制御装置を操作して一時的に車軸を上昇させ、自車を特大車ではなく、大型車扱いにして差額の支払いを免れた。

高速道路も以前は「人」が料金所で対応するしかありませんでした。この場合には「人」が介在していますので、不正に通行料金を免れる行為について、伝統的な詐欺罪による処罰が検討されてきました(肯定例として、福井地裁昭和56年8月31日判決)。ただ、皆さんもご存じのように、ETCシステムは「人」が介在しない料金徴収システムであり、事例と同様の事案を扱った判決では、「車両がいずれも特大車であるのに、これらがいずれも大型車であると計測させ」て虚偽の情報が与えられたうえで、「車両の通行料金が同表支払料金欄記載の各金額である旨の財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録」を作ったと評価され、有罪とされています(横浜地裁平成27年6月9日判決。このほかにも、不正通行事例はあります。例えば、NEXCO東日本ウェブサイト参照^{*4})。

*4 NEXCO東日本ドライバーズサイト(ドラぷら) https://www.driveplaza.com/etc/etc_guide/effort/



さらに、暗号資産の不正な移転行為についても、本罪の成立を認めた判決があります(東京地裁令和3年7月8日判決参照。「暗号資産NEMにつき、氏名不詳者が、P2株式会社の管理するNEMアドレスから氏名不詳者らが管理するNEMアドレスに送信する旨の情報を与えて暗号資産NEMを移転させた」行為に本罪を認めた)。

本罪の適用について、ある程度お分かりいただけたと思います。なお、本罪は、このような作成型のみならず供用型も処罰の対象にしています。条文上、「又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して」という部分になります。例えば、内容虚偽の交通系ICカードを用いて、電車を不正に利用する行為がこれに当たります。

フィッシングへの適用

事例4 携帯電話会社名で「不正ログインされた可能性がありますので、IDとパスワードを変更してください」等のSMS(ショートメッセージサービス)が届き、携帯電話会社のID、パスワード、暗証番号等を入力したら、その後携帯電話会社から身に覚えのない決済メールが届いた*5。

ID・パスワードなどの情報を不正に奪う行為について、その処罰がどうなるのか、本罪が適用されるのか、と聞かれることがあります。ただ、先にもみたように、本罪は不正に利益を得る行為が処罰の対象であり、ここでは、直接の金銭的被害はありません。

もっとも、こうした行為が処罰に値しないとはいえません。事例のようなID・パスワードなどを入力させる行為は「フィッシング」として、警察庁も注意喚起しています*6。

フィッシングの処罰規定は、刑法典ではなく、特別刑法である不正アクセス行為の禁止等に関する法律(以下、不正アクセス禁止法)にありま

す。そこでは、他人の識別符号(ID・パスワード)を不正に取得する行為や識別符号の入力を不正に要求する行為が禁止の対象とされ(同法4条、7条)、その禁止違反に刑罰が科されます(同法12条。1年以下の拘禁刑または罰金)。

そうだとすれば、「罰せられるのはよいが、フィッシング『詐欺』とは名ばかりで、重く処罰されないのでは」という疑問が湧くかもしれません。この点は、その後になされる行為がさらに犯罪と評価され、重く処罰されることとなります。つまり、取得したID・パスワードを用いて不正にログインすれば、不正アクセス禁止法違反(不正アクセス行為。同法3条、11条)となり、さらに、そのログイン状態で不正に送金をすれば、先に確認したように本罪に当たりますので処罰することが可能です。そして、そうした行為を多数人に対して行えば、それぞれ犯罪と評価されます(東京地裁平成29年4月27日判決参照。懲役8年の実刑とされた)。この意味で、不正アクセス行為はコンピュータを用いた他人の財産の侵害等に向けた、いわばネットワークの中で鍵のかかった入口を突破したことを処罰対象とするものといえましょう。

なお、「クレジットカード番号等」については、人をだましてそれを提供させる行為は割賦販売法により処罰の対象とされています(割賦販売法49条の2。不正アクセス行為によって取得する行為も処罰する)。この点につき、東京高裁令和2年3月18日判決は、与信を伴わず即時的な支払決済に用いられるデビットカードの会員番号等の情報は本条のクレジットカード情報等に当たらないとしました(それを認めた第1審判決を破棄)。

今回は、偽造や電磁的記録の不正作出について解説します。

*5 国民生活センター「携帯電話会社をかたる偽SMSにご注意！ーあなたのキャリア決済が狙われていますー」(2019年9月5日公表)
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190905_1.html

*6 警察庁ウェブサイト <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html>

啓発用リーフレットのお知らせ

若者向けの啓発用リーフレットをウェブサイトに掲載しています。
ぜひ印刷してご活用ください！

バックナンバーもあわせてご活用ください。

●啓発用リーフレット バックナンバー

<https://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-yattem.html>

